

## 第10節 給油取扱所の基準

※図中の一部にある甲、乙種防火戸は特定防火設備、防火設備と読み替える。

### 第1 給油取扱所（政令第17条第1項）

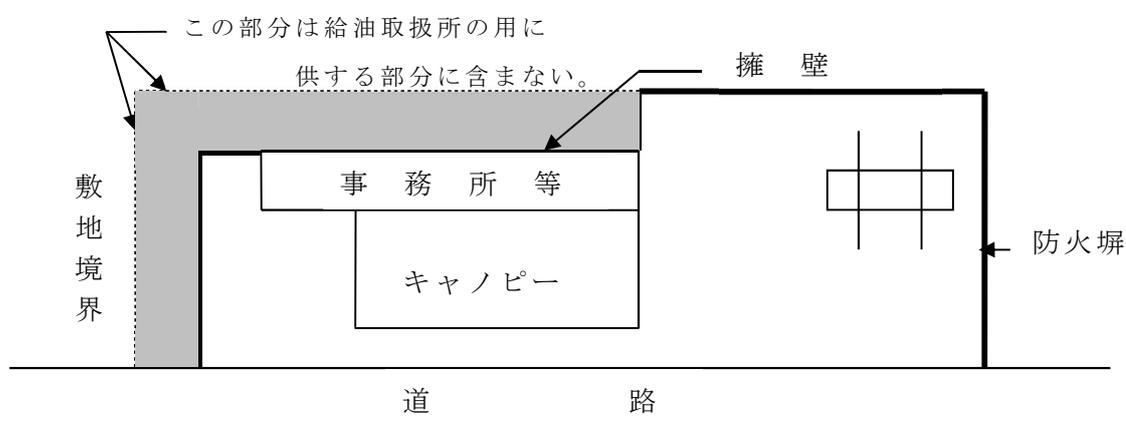
給油取扱所の基準については、次によること。

#### 1 給油取扱所の敷地

給油取扱所の敷地面積とは、建築基準法施行令第2条（ただし書部分を除く。）に規定する敷地面積のうち、給油取扱所の用に供する部分の面積（防火塀を含めたもの）をいう。

なお、擁壁を防火塀と兼用する場合にあっては、当該擁壁の部分を敷地面積に算入するものとする。

図4-10-1-1 給油取扱所の用に供する部分の面積



#### 2 給油空地（政令第17条第1項第2号）

(1) 給油空地は、幅員が概ね4m以上の道路に接していること。

ただし、道路に接する空地に極端な段差又は勾配があり給油を受ける自動車等の出入りできない場合は、道路に接しているとはみなさないこと。

(2) 道路とは、規則第1条第1号をいい、また、次の要件を全て満たすものも道路と認められる。

なお、その場合の道路境界線には当該道路との境界線も含まれるもの。

ア 道路としての形態を有し、幅員4m以上で車の通行が可能であること。

イ 給油取扱所に接し、かつ、公道と繋がっており一般の車両が自由に通行できるものであること。

ウ 給油取扱所の設置者等が所有及び管理するものであること。

(3) 自動車等の出入りする側の位置、構造は次によること。

ア 政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」のうち、給油空地の間口前面に直接出入りする側は、幅10m以上の出入口（主たる出入口）が確保されていること。（図4-10-1-2（その1））

ただし、ガードレール等が設けられ幅10m以上確保されない場合は、幅5m以上の出入口を当該側に2箇所以上確保することによりこれに代えることができる。

(S45.5.4消防予第81号質疑) (図4-10-1-2 (その2~4))

イ 上記に掲げる部分以外に「自動車等の出入りする側」を設ける場合は、幅員が概ね4m以上の道路に接するとともに、当該自動車等の出入口の有効幅員を5m以上とすること。(図4-10-1-2 (その5))

ウ 給油空地と道路との間に水路等が存在する場合は、橋を設けて前アと同様の出入口を確保することにより道路に接しているものとみなす。(S40.4.9自消丙予発第64号質疑) (図4-10-1-2 (その2))

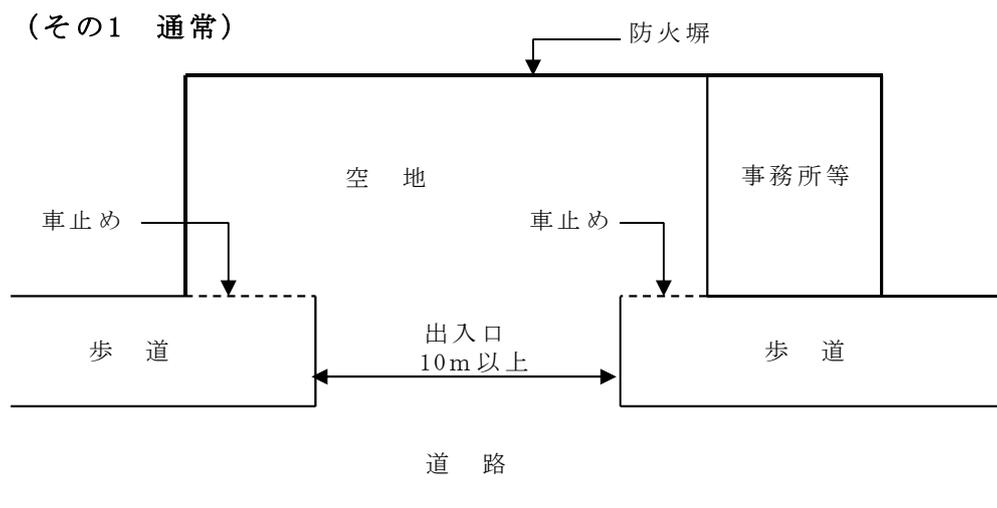
(4) 給油空地は、自動車等の出入口（主たる出入口）から固定給油設備に至る車両の動線及び固定給油設備から出口に至る車両の動線を含めて（導入路を除く。）、その空地内に間口10m以上、奥行6m以上の矩形を道路境界線に接して包含し、車両の出入り及び給油業務に必要な大きさを有していること。

なお、導入路には、走行車両に支障となる物品等を置かないこと。

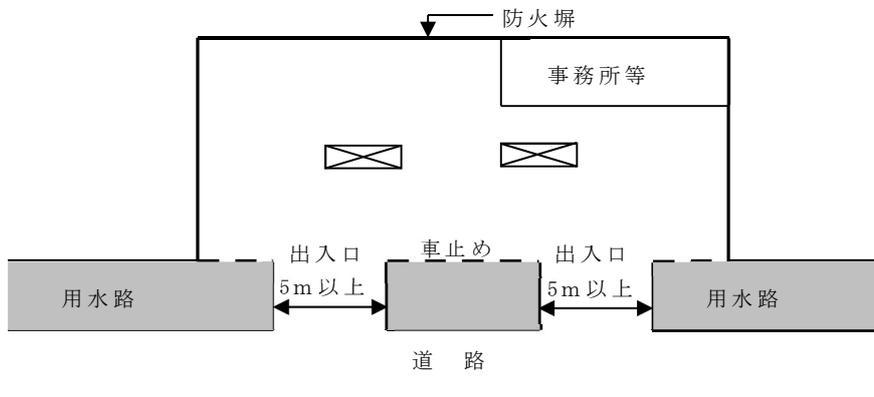
(5) 規則第24条の14第2号に規定する「安全かつ円滑に通行することができる」とは、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

(6) 規則第24条の14第3号に規定する「安全かつ円滑に給油を受けることができる」とは、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されているものであること。(H18.5.10消防危第113号通知)

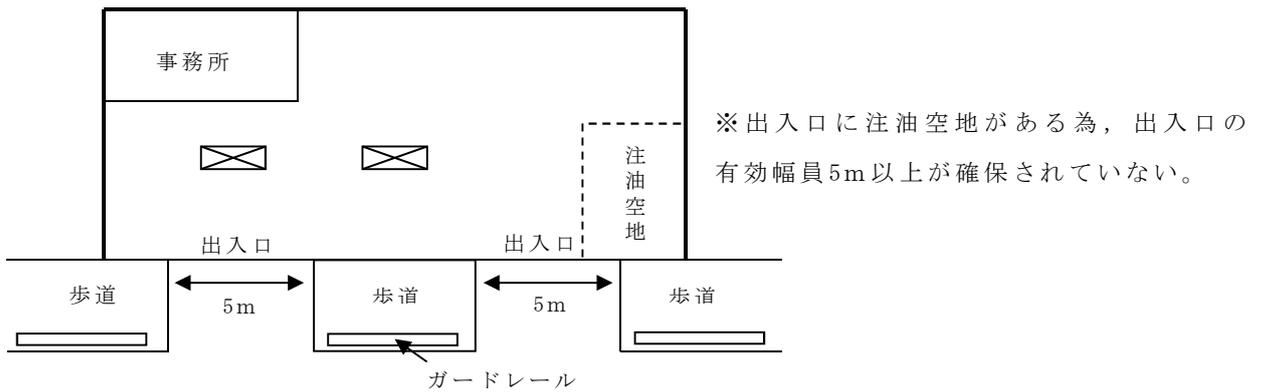
図4-10-1-2 自動車等の出入りする側の例



(その2 認められる例)

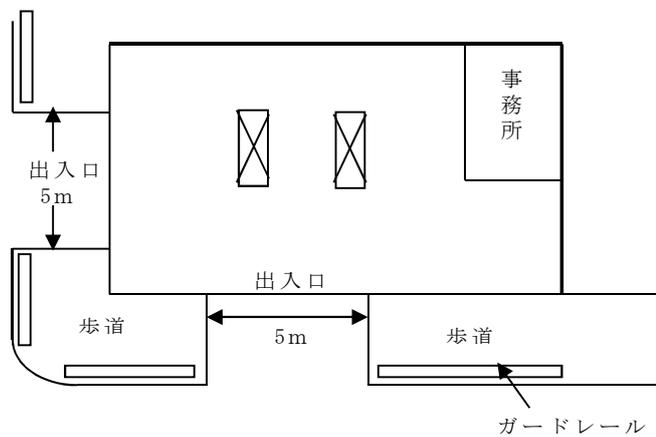


(その3 認められない例)

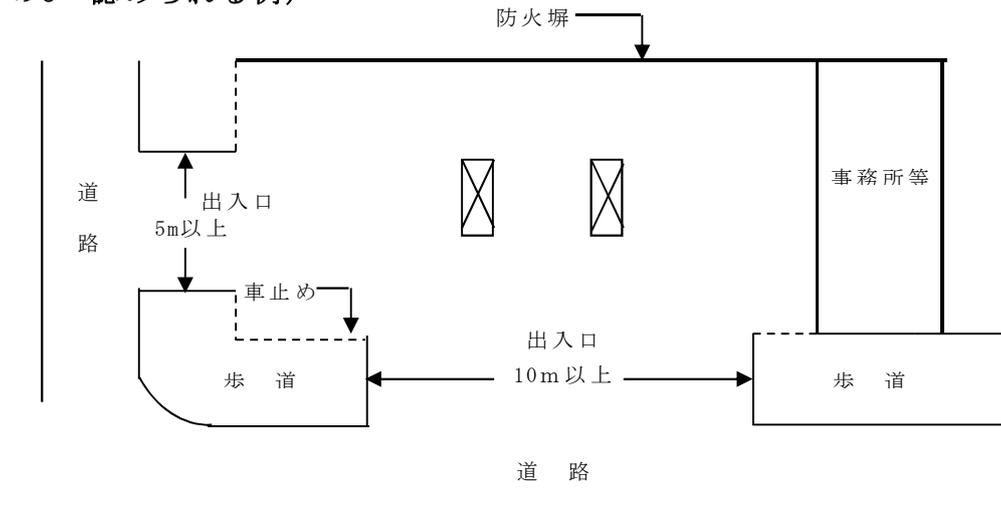


(その4 認められない例)

※主たる出入口側に幅5m以上の出入口が2箇所以上確保されていない。



(その5 認められる例)



- (7) 道路構造令の一部を改正する政令（平成13年政令第130号）に基づく歩道等の整備や拡幅状況等によっては、給油取扱所が道路に直接面することができなくなり、給油空地の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できない場合で、次の事項を満足する場合は、下記の例示による給油空地を認めて差し支えないものであること。

（H13.11.21消防危第127号通知）

- ア 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を10メートル以上とし、奥行を6メートル以上とすること。
- イ 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅（5メートル程度）を確保すること。
- ウ 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に充分見通せる位置関係とすること。

# 給油空地の例示

(凡例)

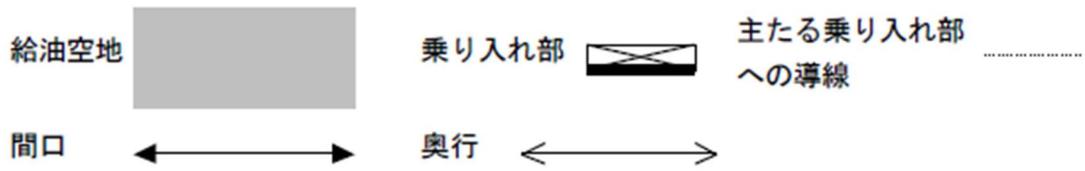


図 1

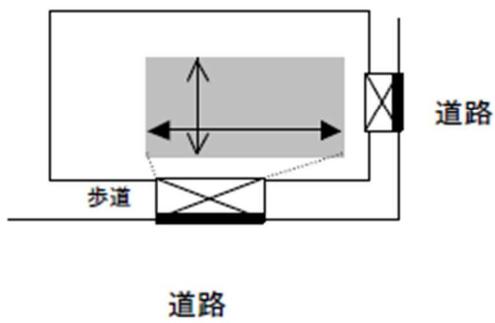


図 2

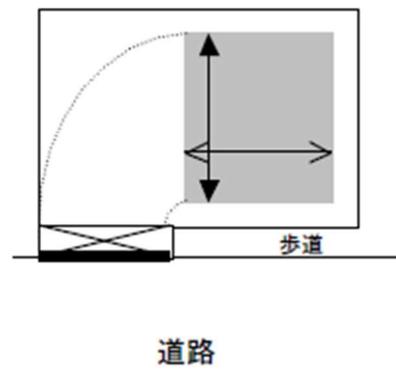


図 3

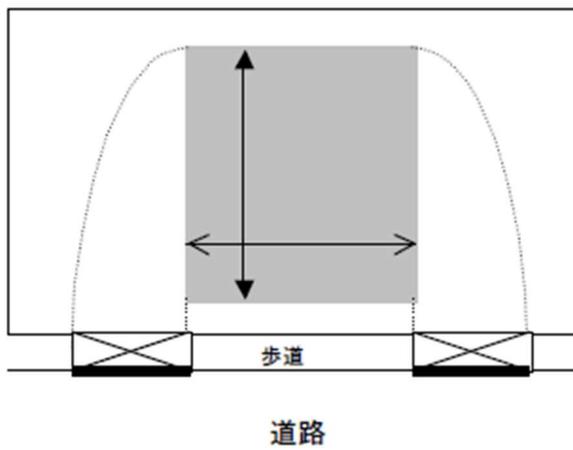


図 4

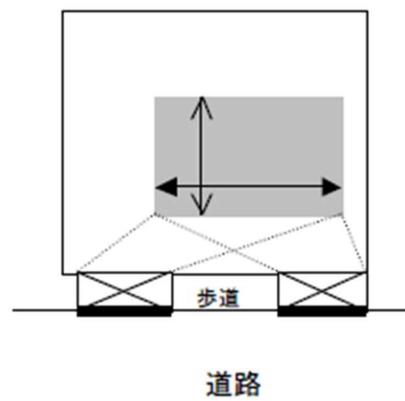


図5

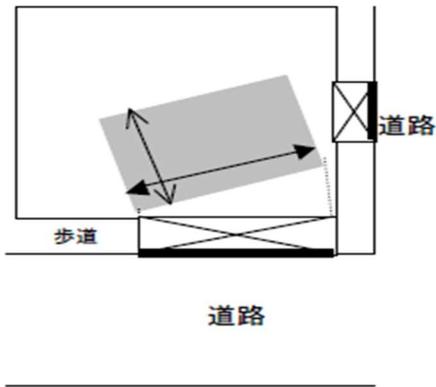
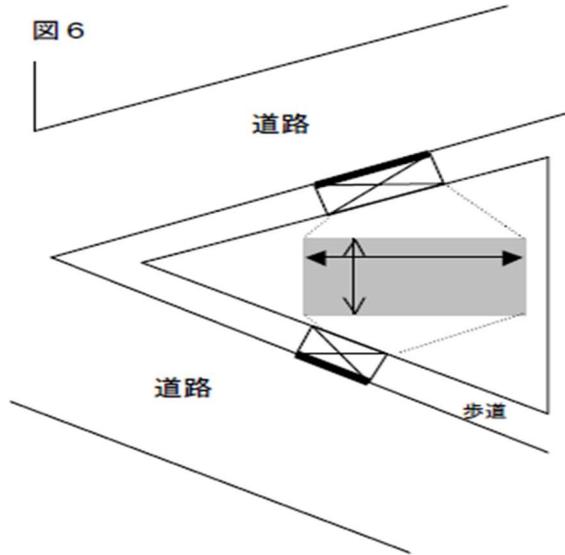


図6



### 3 注油空地（政令第17条第1項第3号）

(1) 注油空地は、給油空地以外の場所に設けるものとし、容器等への小分けのみを目的とする場合はおおむね4 m<sup>2</sup>（2 m×2 m）以上とするよう指導する。

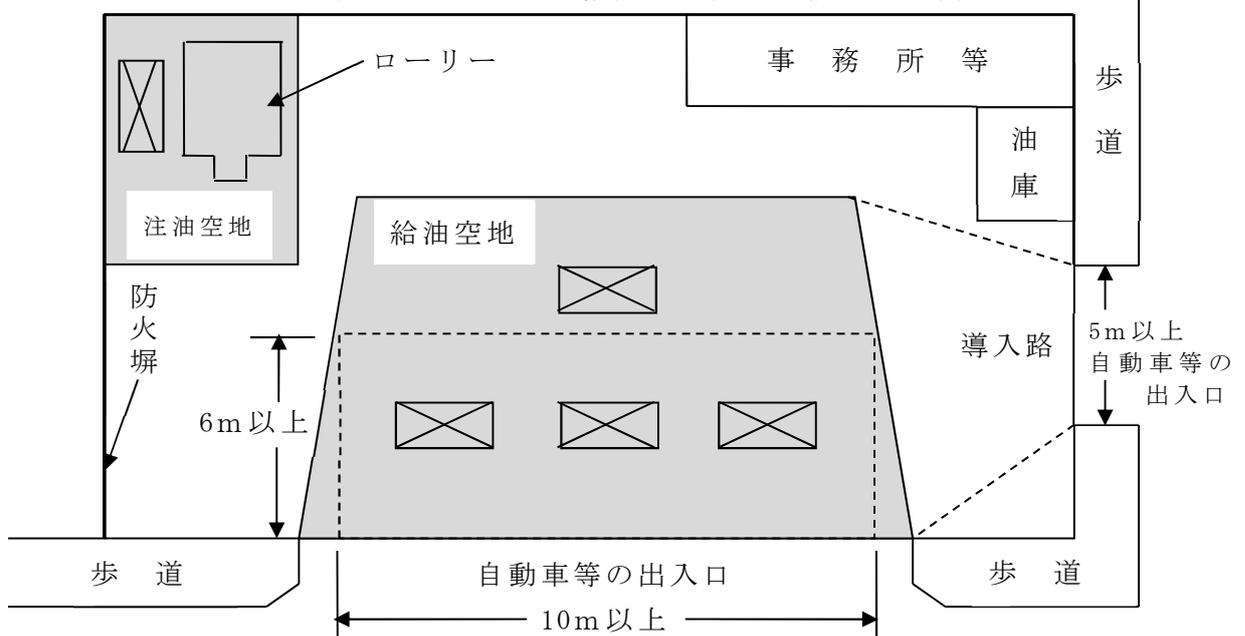
(2) 4,000ℓ以下の移動貯蔵タンクに注油する場合は、車両がはみ出さない十分な広さの空地とすること。

なお、注油空地周囲の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用できる。

（H1.3.3消防危第15号通知）

(3) 規則第24条の15第2号に規定する「安全かつ円滑に注入することができる」とは、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されているものであること。（H18.5.10消防危第113号通知）

図4-10-1-3 給油空地及び注油空地の例



#### 4 舗装面

- (1) 給油取扱所の地盤面は、上部荷重に対する耐久性、クラックの防止等から鉄筋コンクリートとするよう指導する。

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させないこと。

- (2) 地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料（JIS 難燃2級）以上のもので、導電性（体積固有抵抗値 $10^8 \Omega$ 以下又は表面固有抵抗値 $10^9 \Omega$ 以下）、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮すること。（S59.8.22 消防危第91号質疑）

- (3) 規則第24条の16第2号に規定する「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。

（H18.5.10消防危第113号通知）

#### 5 漏れた危険物及び可燃性蒸気の滞留・流出防止（政令第17条第1項第5号）

- (1) 可燃性蒸気の滞留防止措置（規則第24条の17第1号）（H18.5.10消防危第113号通知）

ア 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

イ 当該措置については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによるものではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。

- (2) 漏れた危険物の滞留防止措置（規則第24条の17第2号）（H18.5.10消防危第113号通知）

ア 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留しないこと。

イ 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付けること」は、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

ウ 危険物等の流出防止措置

##### (ア) 収容

a 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。

b 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び付属設備が設置されている場所以外の場所で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。

c 従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

(3) 貯留設備からの流出防止（規則第24条の17第3号）（H18.5.10消防危第113号通知）  
貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

ア 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

イ ア以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは考えられないこと。

(ア) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

(イ) 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

(4) 周囲空地と地盤面の関係

給油取扱所の周囲の地盤面が道路の改修等（かさ上げ）のため、政令第17条第1項第2号の規定する給油空地及び同項第3号に規定する注油に必要な空地（以下「注油空地」という。）よりも高くなる場合は、次に掲げる措置を講ずること。

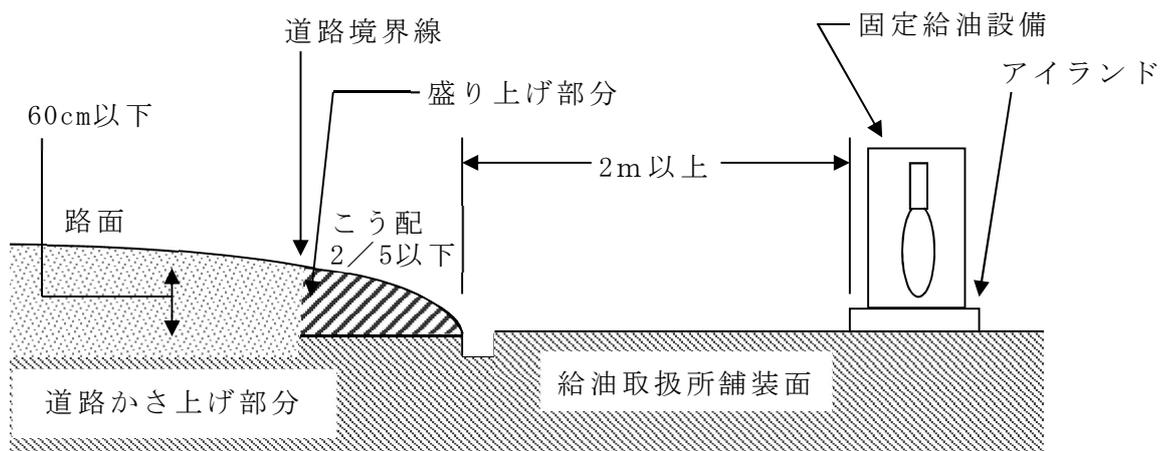
（S44.11.25消防予第276号質疑）

ア かさ上げ道路と給油取扱所の境界との差が60cm以下であること。

イ 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が、固定給油設備の基礎（通称「アイランド」という。）の道路に面する側から2m以上離れていること。

ウ 盛り上げの勾配は、5分の2以下であること。

図4-10-1-4 道路かさ上げの場合の例

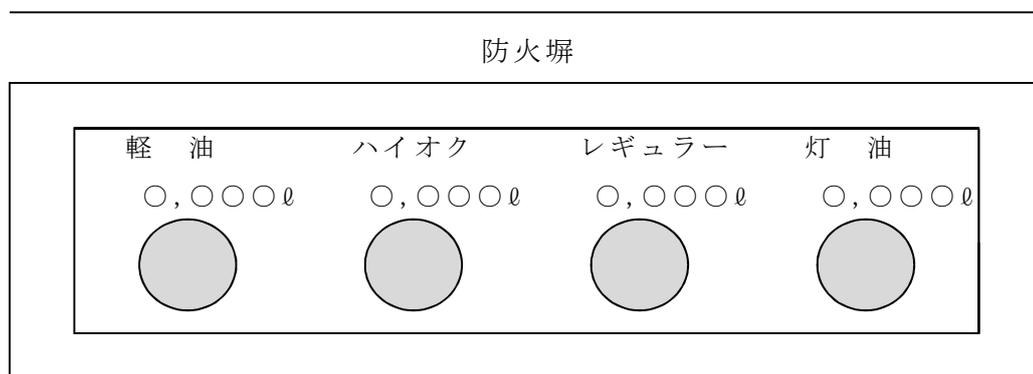


## 6 専用タンク及び廃油タンク等（政令第17条第1項第7号及び第8号）

専用タンク、廃油タンク及びボイラー等用地下貯蔵タンク（以下「専用タンク等」という。）については、第6節「地下タンク貯蔵所の基準」及び第7節「簡易タンク貯蔵所の基準」の例によるほか、次によること。

- (1) 専用タンク等は、当該給油取扱所の敷地内に設けるよう指導すること。
- (2) 専用タンクの注入口を直近以外に設ける場合は、政令第17条第1項第8号の規定によるほか、次により指導する。
  - ア 誤注入を防止するため、注入口に油種を明確に表示すること。
  - イ 過剰注入を防止するため、注入口に接続されるタンク（中仕切りを有するタンクにあっては、接続されるタンクの室）の容量を表示すること。
- (3) 専用タンクに単独荷卸しを行う場合は、平成30年3月30日付け消防危第44号「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」の内容により、必要な安全対策設備を整備すること。
- (4) 下記の要件に適合しているものについては、固定注油設備に簡易タンクを接続することができる。（H21.11.17消防危第204号通知）
  - ア 屋外給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。）であること。
  - イ 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。
  - ウ 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個までであること。
  - エ 簡易タンクの容量は600リットル以下であること。
  - オ 簡易タンクの構造及び設備は、政令第14条第4号及び第6号から第8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

図4-10-1-5 専用タンク注入口設置の例



## 7 液面計

給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置して差し支えない。

なお、既設の専用タンクの注入管内のみに難燃性チューブ（接地導線入り）を移送配管として用いることは、支障ないこと。（H4. 2. 6消防危第13号質疑）

## 8 危険物配管（政令第17条第1項第9号）

固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）に危険物を注入するための配管は、第1節「製造所の基準」15によるほか、次によること。

ア 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じるよう指導する。

イ 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は屋上に設ける配管の接合部は溶接継手とするよう指導する。

ウ 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導する。

なお、直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は、配管上部にしゃ熱板を設ける方法により行うよう指導する。

エ 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあつては、有効に目視できる点検口を設けるよう指導する。

## 9 固定給油設備等の構造（政令第17条第1項第10号）

固定給油設備等の構造については、別記第49「固定給油設備及び固定注油設備の構造」によるほか、次によること。

(1) 規則第25条の2第5号に規定する「可燃性蒸気が流入しない構造」については、別記第50「可燃性蒸気流入防止構造等の基準」によること。（H13. 3. 30消防危第43号通知）

(2) 規則第25条の3に規定する「固定給油設備等に設ける表示」については、次によること。（S62. 4. 28消防危第38号通知）

ア 規則第25条の3第1号に規定する「直近の位置」とは、固定給油設備等本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体のケースをいう。）又は給油ホース等のノズルの部分及びノズル直近の部分を用いるものであること。

イ 規則第25条の3第2号に規定する品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名を用いるものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名であっても差し支えないものであること。

(3) 懸垂式の固定給油設備等（政令第17条第1項第14号の4）

ア 緊急停止装置

(ア) 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。

(イ) 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁など見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を

すること。(H1.3.3消防危第15号通知)

イ 油量等の表示設備

油量等の表示設備（インジケーター）は、給油に支障のない場所に設けること。

(4) その他

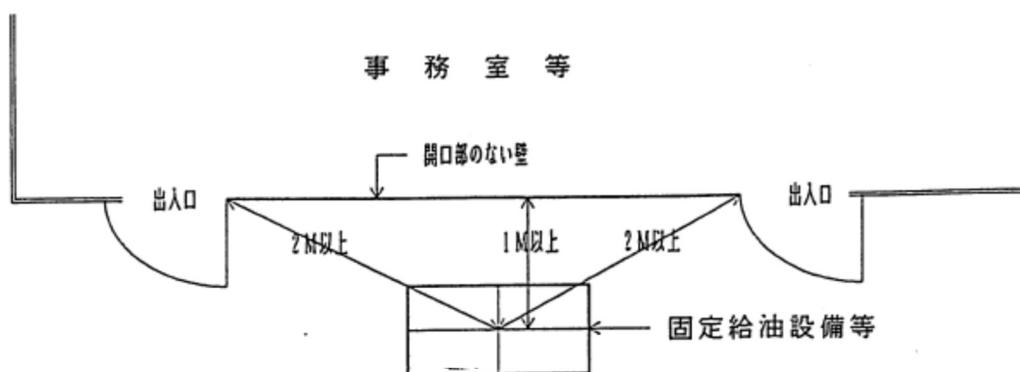
ア 危険物保安技術協会で実施した固定給油設備等の安全性に係る試験確認の合格品を用いるよう指導する。(別記第54「基準適合品」参照)

イ ア以外のもの及び中古品については、申請の際、自主検査表を提出するよう指導する。

10 固定給油設備等の位置（政令第17条第1項第12号及び第13号）

(1) 「建築物の壁に開口部がない場合」とは、固定給油設備等から2 mの範囲内の壁に開口部がないことをいう。

図4-10-1-6 開口部のない壁の例



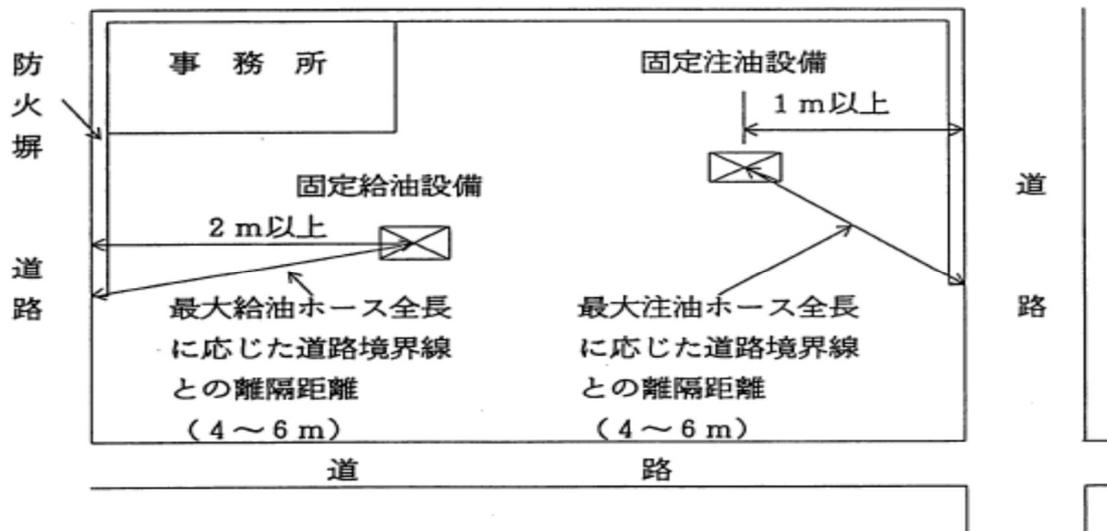
(2) 固定給油設備等の位置については、固定給油設備等の中心を起点とした水平距離とすること。

ただし、給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の取付部分が移動するものについては、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が政令第17条第1項第8号又は第8号の2に規定する間隔（給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から規則第25条の5第2項第1号及び第2項に規定する間隔）をそれぞれ確保すること。

(3) 道路境界線に防火塀又は防火壁を設けた場合の固定給油設備等と当該塀等との離隔距離は、固定給油設備にあっては2 m以上、固定注油設備にあっては1 m以上とすることができる。この場合において、道路境界線に設ける防火塀又は防火壁は、固定給油設備等の中心との間に最大給油又は注油ホース全長に応じた道路境界線との離隔距離以上の間隔が確保できる部分まで設けること。

(4) 削除

図 4 - 10 - 1 - 7 固定給油設備等の位置



11 建築物の用途及び面積（政令第17条第1項第16号）

- (1) 規則第25条の4第1項第2号から第6号の用途とは、壁等で区画された部分という。したがって、ポンプ室、油庫、機械室及び給油又は灯油若しくは軽油の詰替えの作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場で壁等により区画されていないものは、規則第25条の4第1項第1号の用途に含まれるものであること。
- (2) 給油取扱所において行われる自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務は、規則第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備に該当する。（H14.2.26消防危第29号質疑）
- (3) 規則第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備を行う作業場において、顧客に対し作業内容等を説明するため、係員同伴で顧客が一時的に作業場へ出入りする場合は、当該顧客を係員として扱い、当該作業場を規則第25条の4第2項に規定する300平方メートルの面積制限から除いて差し支えないものであること。なお、この場合、当該作業場へ、顧客に対する安全上必要な注意事項を掲示すること。（H13.11.21消防危第127号通知）
- (4) 給油取扱所には、建築物以外の工作物（立体駐車場、ラック式ドラム置場、大規模な公告物、電話ボックス等）の設置は認められないものであること。（S62.4.28消防危第38号通知）
- (5) 規則第25条の4第1項に規定する用途には、トラック運転手用簡易宿泊施設、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は認められないものであること。（S62.4.28

消防危第38号通知)

(6) 給油取扱所の建築物には、それぞれの用途に機能的に従属すると認められる部分（例えば、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室、応接室、便所、分析室、洗濯室、ボイラー室等）も含まれるものであること。(S62.4.28 消防危第38号通知)

(7) 規則第25条の4第1項第6号の用途の取扱いは、次によること。

ア 店舗、飲食店又は展示場においては、物品の販売、展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付け、行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。(S62.4.28 消防危第38号通知)

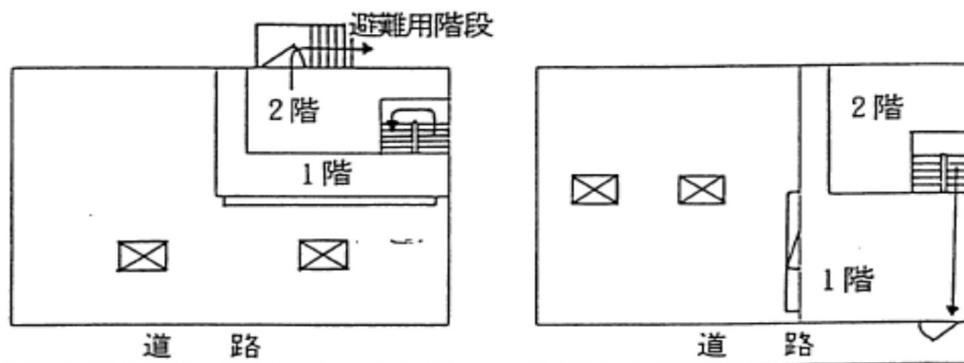
イ キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等は給油、灯油の詰替え又は自動車の点検、整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入りするものを対象とした店舗、飲食店又は展示場から除かれるものであること。(S62.4.28 消防危第38号通知、H9.10.22消防危第104号質疑)

また、ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあつては、認めて差し支えないものであること。(H9.3.25消防危第27号質疑)

ウ 消防法施行令第1条の2第2項後段の規定により機能的に従属するものを含み、その運用については「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年消防予第41号・消防安第41号) 1(1)によること。(R6.2.29消防危第40号)

エ 規則第40条の3の6第2項第1号の「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合」とは、建築物の2階から直接、給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造となっている場合をいうものであること。(H1.3.3消防危第15号通知)

図4-10-1-8 敷地外へ直接避難できる構造例



なお、注入口、固定給油設備等の位置及び隣地の状況等を勘案し、安全に2階から屋外階段により給油取扱所の敷地内に降りた後、給油に必要な空地を通ることなく容易に給油取扱所の敷地外に避難できる場合は、2階部分に店舗、飲食店又は展示場を設けることは差し支えないものであること。

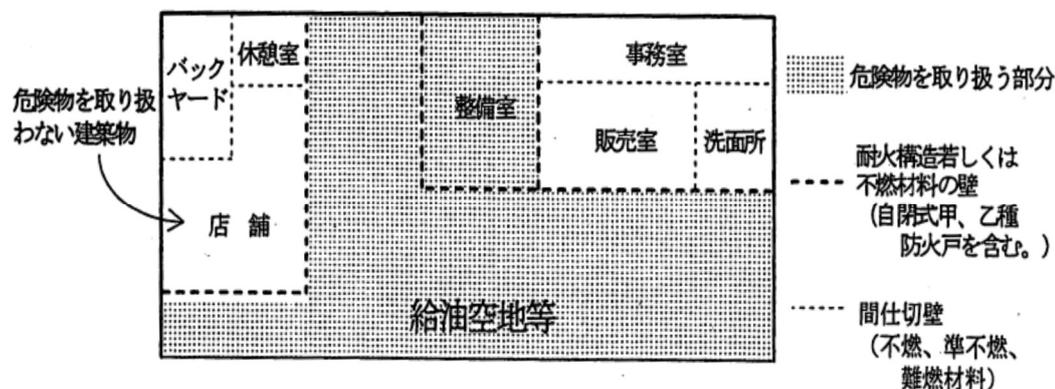
- (8) 給油取扱所に設ける建築物が消防法施行令第1条の2第3項に規定する防火対象物に該当するときは、消防法に基づき防火管理者の選任等が必要であること。  
(R6.2.29消防危第40号)

## 12 建築物の構造（政令第17条第1項第17号、第18号及び第20号）

- (1) 建築物の壁のうち、次のア又はイの間仕切壁については、難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）を使用することができる。（H9.3.26 消防危第31号通知）

- ア 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は防火設備（自動閉鎖の防火戸に限る。）で区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁  
イ 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

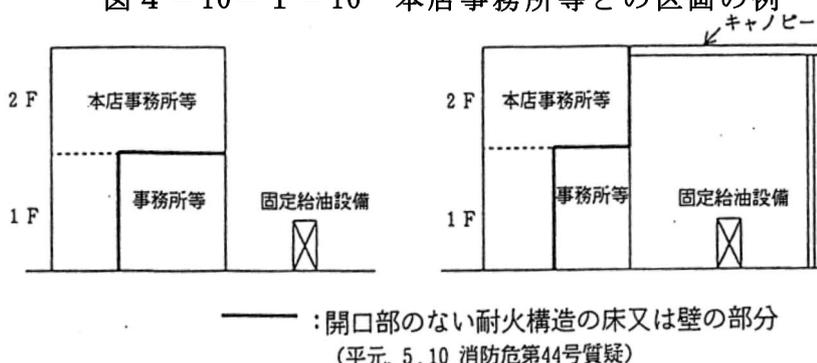
図4-10-1-9 不燃材料以外の建築材料で造ることのできる間仕切壁の例



- (2) 政令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本店事務所等」という。）とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、図4-10-1-10のとおりである。（H1.5.10消防危第44号質疑）

また、当該区画は、規則第25条の4第4項の給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とすること。

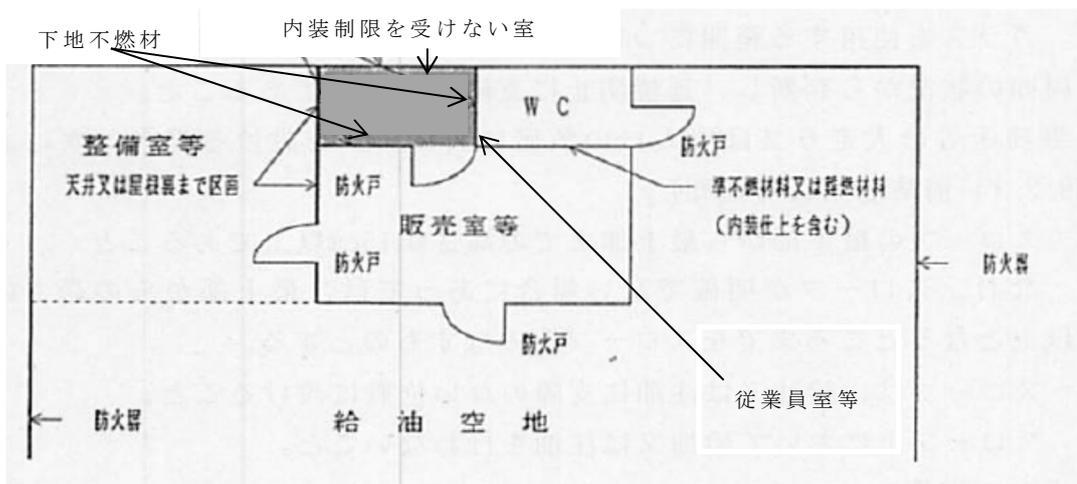
図4-10-1-10 本店事務所等との区画の例



- (3) 建築物の間仕切壁のうち、整備室、油脂庫又はこれらに類する室と他の室との間仕切壁は、不燃材料の壁で天井（不燃材料に限る。）又は屋根裏（上階がある場合は上階の床）まで区画すること。
- (4) (2)に掲げる以外の建築物の室内に面する部分（床面を除く。）を内装する場合は、難燃材料以上で仕上げること。

ただし、給油取扱所の空地から2箇所以上の出入口を経て設けた従業員室等について、間仕切壁の下地を不燃材料とし、当該出入口に防火設備（自動閉鎖式の防火戸に限る。）を設けた場合に限り、内装制限を受けないものとする。

図4-10-1-11 間仕切壁及び内装制限を受けない室の例



- (5) 窓及び出入口
- ア 1階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、必要最小限の特定防火設備（自動閉鎖式の防火戸に限る。）とすること。（S62.1.17消防危第60号質疑）
- イ 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えの作業場に面して建築物に窓を設ける場合は、FIXとすること。
- ウ 油脂庫に設ける出入口戸は、自動閉鎖の外開きとするよう指導する。
- エ 政令第17条第1項第11号の事務所の出入口に引分け自動ドアを設ける場合は、規則第25条の4第5項第1号の構造を有すること。（H17.12.19消防危第295号質疑）
- オ 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く。）は、網入ガラス以外のガラスを用いた防火設備（防火戸に限る。）を使用することができること。
- カ 自動車の点検・整備を行う作業所及び自動車の洗浄を行う作業場の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料で造られたものとすることができる。（S62.6.17消防危第60号質疑）
- キ 政令第17条第1項第18号の事務所その他火気を使用するものには、自動車等の点検・整備を行う作業所及び自動車等の洗浄を行う作業所は除かれているが、事

務所等火気を使用する場所と当該作業所の出入口については、規則第25条の4第5項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。

- (6) キャノピーに採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、認めて差し支えないものであること。(H13.3.16消防危第33号通知)

ア 地震による振動等により容易に破損、落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。

イ 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。

ウ 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。

エ ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

- (7) 事務所等の犬走り又は出入口の敷居にスロープを設ける場合は次によること。(H9.3.14消防危第26号通知)

ア スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上であること。

なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が15cm以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

イ スロープは、給油又は注油に支障のない位置に設けること。

ウ スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

- (8) ポンプ室等

ア 共通事項

(ア) 政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。(H1.3.3消防危第15号通知)

なお、自動車等の点検・整備を行う作業場であっても三面が壁で囲まれたものは、整備室として取り扱うものであること。

また、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等は油庫内で行うこと。

(イ) 同号ロに規定する「ポンプ室等に必要な採光、照明」は、採光、照明のいずれかが設置されていれば足りるものとする。(H1.5.10消防危第44号質疑)

(ロ) 同号ロに規定する「換気設備」は、同号ハに規定する排出設備を設けた場合、当該設備と兼用することができる。

(エ) 同号ハに規定する「可燃性蒸気の滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室、整備室が該当する。

また、「屋外に排出する設備」の屋外は、給油空地に面する部分も含むものであること。(H1.5.10消防危第44号質疑)

イ ポンプ室

前アによるほか、次により指導する。

- (ア) ポンプ室は1階に設けること。
- (イ) ポンプ室は天井を設けないこと。
- (ウ) ポンプ室に設けるポンプ設備は、点検が容易に行えるよう、ポンプ設備と壁との間におおむね50cm以上の間隔を、ポンプ設備相互間にはおおむね30cm以上間隔を確保すること。
- (エ) ポンプ室に設ける排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、その先端は、建築物の開口部から1m以上、敷地境界線及び電気機械器具から1.5m以上離れた敷地内とすること。

ウ 油庫

前ア(ア)、(イ)及び(ウ)によるほか、油庫の換気設備は、第1節「製造所の基準」の換気設備の例によること。

エ 整備室

アによるほか、次によること。

- (ア) 整備室に設ける排出設備のうち、整備室の使用に際し前面側を開放して使用する形態のもので、漏れた危険物及び可燃性蒸気の滞留・流出防止措置が講じられているものは、壁体等に設ける室内換気扇をもって排出設備とすることができる。

(イ) 削除

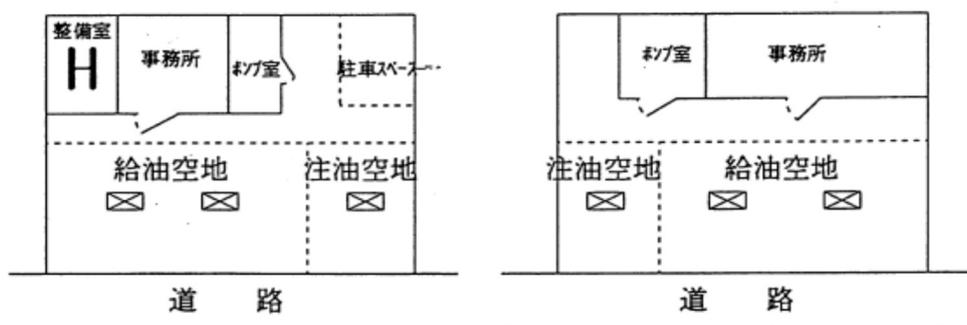
(9) 道路境界線等から間隔を保つことを要しないポンプ室

政令第17条第1項第12号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室は前(8)ア(イ)、(ウ)及び(エ)並びにイによるほか、次によること。

ア 当該ポンプ室の建物構造等については、規則第25条の3の2の適用のほか、その他の設備等については、政令第17条第1項第20号が適用となるものであること。

イ 規則第25条の3の2に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員等が業務中において常時監視等できる位置であって、かつ、事務所への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はないこと。(H1.5.10消防危第44号質疑)

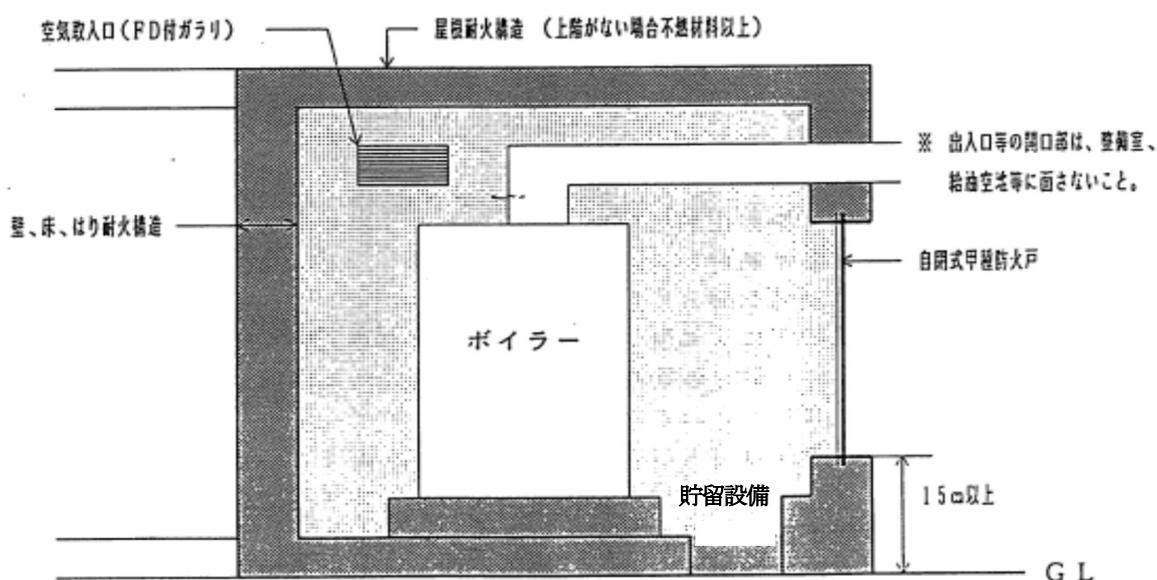
図4-10-1-12 ポンプ室の設置例



(10) ボイラー室等

- ア 可燃性蒸気の流入するおそれのない構造とすること。
- イ 耐火構造（上階がない場合は、屋根部分を不燃材料とすることができる。）の専用室とすること。
- ウ 専用室の開口部は、整備室、給油空地及び注油空地に面する部分には設けないこと。
- エ ボイラー等を燃焼するための空気取り入れ口を設ける場合は、壁体の部分とし、防火ダンパー等を設けること。
- オ ボイラー等に設ける煙突、空気取り入れ口等の位置は、可燃性蒸気が流入するおそれのないウに準じた位置とすること。
- カ ボイラー、調理用コンロ等の火気使用設備については、仙台市火災予防条例第3章の基準の例によること。
- キ ボイラー等の燃料タンク
  - (ア) 灯油及び軽油を貯蔵する専用タンク及び廃油タンク等から給油取扱所内の給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー及び自家発電設備へ燃料を供給することができる。（S62.4.28消防危第38号通知、S62.6.17消防危第60号質疑）
  - (イ) 燃料タンクは、給油取扱所の専用のものでし、当該タンクから他用途部分への燃料供給は行わないこと。
  - (ウ) 燃料タンクを地上に設ける場合は、指定数量未満とし、給油取扱所内の不燃材料で造られたタンク専用室又は油庫内に設置すること。ただし、タンク容量が2000未満のものにあつては、ボイラー室等に設置することができる。
  - (エ) 燃料タンクの位置等については、仙台市火災予防条例第4章の基準の例によること。

図4-10-1-13 ボイラー室設置の例



### 13 看板等

- (1) キャノピー上で給油取扱所の業務に支障がない範囲であれば、直接関係ない家電製品等の広告を設けても差し支えないものであること。(H10.10.13消防危第90号)
- (2) 看板等を防火塀上に設けるものにあつては不燃材料、防火塀上以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする事。(S45.8.4消防予第160号質疑)
- (3) 合成樹脂類の看板について

#### ア 形態

- (ア) 上屋の側面若しくは天井面に取り付け又は埋め込むもの
- (イ) 建物外面、上屋の柱又は相互間に取り付けるもの
- (ウ) 上屋の屋上、サインポール等に取り付けるもの
- (エ) 防火塀の内面に取り付けるもの

#### イ 材質

- (ア) 材質は、難燃性能を有する合成樹脂材料（JIS K 6911のA法による自消性のもの）等であること。ただし、前記(ア)に設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。
- (イ) JIS K 6911に定める合成樹脂材料を使用した看板類には、商品名を記したシールが添付されていること。

#### ウ 防水性

電気設備を有するもので、雨水が浸入するおそれのある看板の外郭カバーは防雨型（JISC0920に定める保護等級3のもの）とし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては電気器具を防滴型とすること。

#### エ 取付方法

建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジケーターの裏面に設けるものは、看板本体と建築物が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置を講じること。

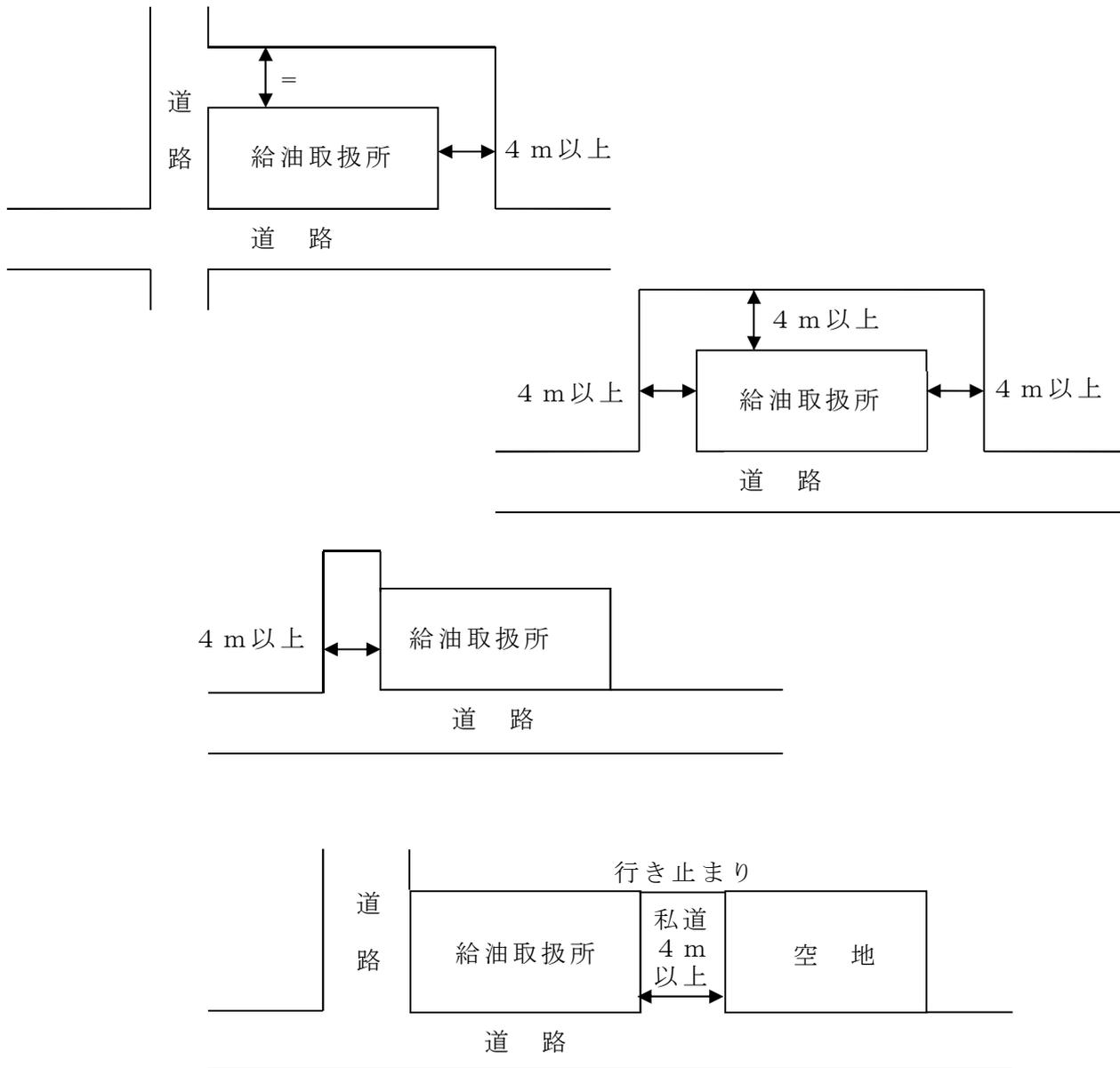
なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面等を耐火区画とすること。

- (4) 防火塀上に看板等を設ける場合は、防火塀を含めた耐震耐風構造とすること。
- (5) 規則第25条の10第1項第3号に規定する「屋根又は耐火性能を有するひさし」の前面に看板を設ける場合は、難燃性を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有すること。

14 防火塀（政令第17条第1項第19号）

- (1) 政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、幅員がおおむね4 m以上の道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。（S51.11.16消防危第34号質疑、H9.3.25 消防危第27号質疑、H10.10.13 消防危第90号質疑）

図 4 - 10 - 1 - 14 自動車等の出入りする側



- (2) 防火塀の高さを定める基準点は、防火塀に最も近い給油取扱所の地盤面とすること。

- (3) 自家用の車両等の車庫を給油取扱所の塀で遮断した場合、塀の一部に出入口を設けて自動車を通すことができること。この場合において、車両等が通過する部分は、給油空地及び注油空地外とするほか、出入口は特定防火設備（防火戸に限る。）が必要

最小限の大きさとし、自動閉鎖とすること。

- (4) 交通事故防止等必要やむを得ない場合に限り、防火設備（必要最小限のF I Xのガラス戸に限る。）を設け、又は視認性確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低い場合、図4-10-1-15に示すように1 m以内に限り防火塀に切欠きを設けて差し支えないものであること。（S61.2県質疑、H9.3.26消防危第31号通知、H30.3.29消防危第42号通知）

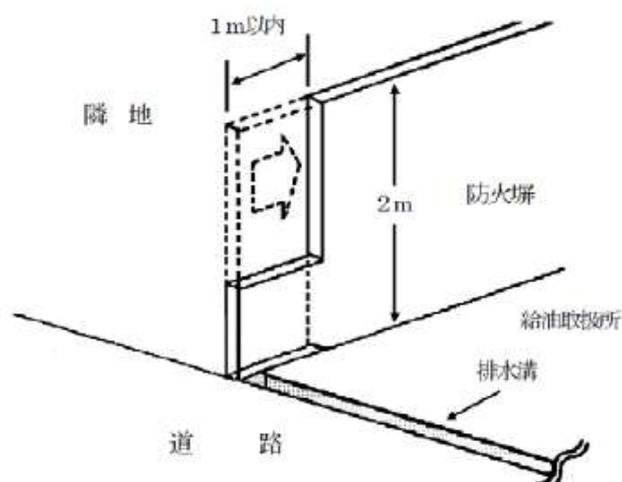
なお、上記によるほか、次によること。

ア 必要やむを得ない場合とは、車両の出入りにおいて見通しが悪く、歩行者等との交通事故の起こる可能性が高いと判断される場合をいうものであること。

イ 防火設備（防火戸に限る。）については、網入ガラス以外のガラスを用いた防火設備とすることができること。

ウ ガラス戸は、自動車等の出入りする部分に接した防火塀の部分に設置できるものであること。

図 4 - 10 - 1 - 15 防火塀の切欠き例



- (5) 給油取扱所の建築物をもって防火塀に代える部分の壁体（給油取扱所の地盤面から高さ2 m以下の部分に限る。）には、窓、給気口等の開口部を設けないこと。

ただし、1階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通じる避難のための出入口を設けるときは、前記12(5)アによること。

15 附随設備（政令第17条第1項第22号）

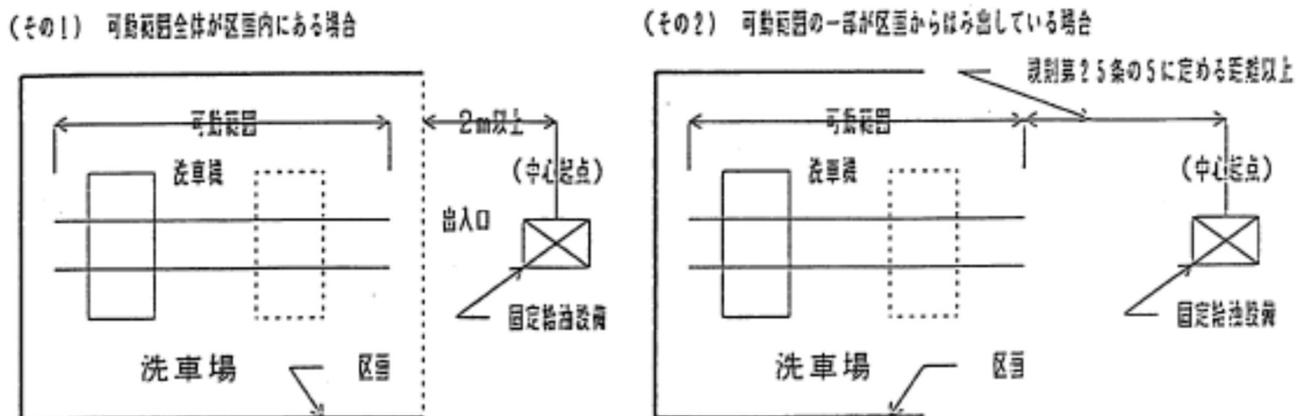
- (1) 附随設備は、給油空地等に設けないこと。（S62.4.28消防危第38号通知）
- (2) 附随設備は、注入口から3m以内の部分及び通気管の先端から1.5m以内の部分に設けない指導する。

(3) 洗車機

ア 規則第25条の5第2項第1号ロに定める距離は、洗車機を建築物に設ける場合において、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合は壁から2m以上とし、洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、可動先端部までを固定給油設備のホースの長さに応じ同表に定める距離以上とすること。

イ 洗車機の附属機器として、当該洗車機本体と連動して可動する泡放射ユニット等を設置する場合で、当該ユニットの可動範囲が洗車機本体の可動範囲以上となるときは、当該可動先端部までを固定給油設備のホースの長さに応じ同表に定める距離以上とすること。

図4-10-1-20 固定給油設備からの離れの例



(4) 自動車等の点検・整備を行う設備（規則第25条の5第2項第2号）

ア 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。（S62.4.28消防危第38号通知）

なお、当該設備のうち火花を発生のおそれのある設備等については、可燃性蒸気の流入しない構造の区画された室又は別記第9及び別記第11に定める危険場所の範囲外に設置するよう指導する。

イ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。（S62.4.28消防危第38号通知）

危険物を収納する部分の容量	板厚
400以下	1.0mm以上
400を超え1000以下	1.2mm以上
1000を超え2500以下	1.6mm以上
2500を超えるもの	2.0mm以上

ウ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転落又は落下しないように設けること。(S62.4.28消防危第38号通知)

エ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めの措置を講じること。(S62.4.28消防危第38号通知)

オ ウォールタンクの位置、構造及び設備は、アからエによるほか、次により指導する。

(ア) 設置位置は、油庫又は整備室等の屋内の1階とする。

(イ) タンクは気密性を有するものとする。

(ウ) タンクの空間容積は、タンク内容積の5%以上10%以下とする。

(エ) 注入口には、弁又はふたを設けること。

(オ) 通気管は、内径20mm以上とする。

(カ) ガラスゲージの計量装置には、危険物の流出を自動的に停止できる装置（ボール入り自動停止弁等）又は金属保護管を設ける。

カ 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油だめ及び配管の外面防食措置は、政令第13条に掲げる地下貯蔵タンク及び配管の例により指導する。

キ リール等を使用した可動式のコンセント、照明、リフトスイッチ等は設置することができるが、それらの機器が防爆構造である場合を除き、危険範囲内で使用できない長さ等に調整する必要があること。

(5) 尿素水溶液供給機（規則第25条の5第2項第4号）

ア 位置は給油に支障がない場所であること。

イ 給油空地内に設置する場合は、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずるとともに、堅固な基礎の上に固定すること。

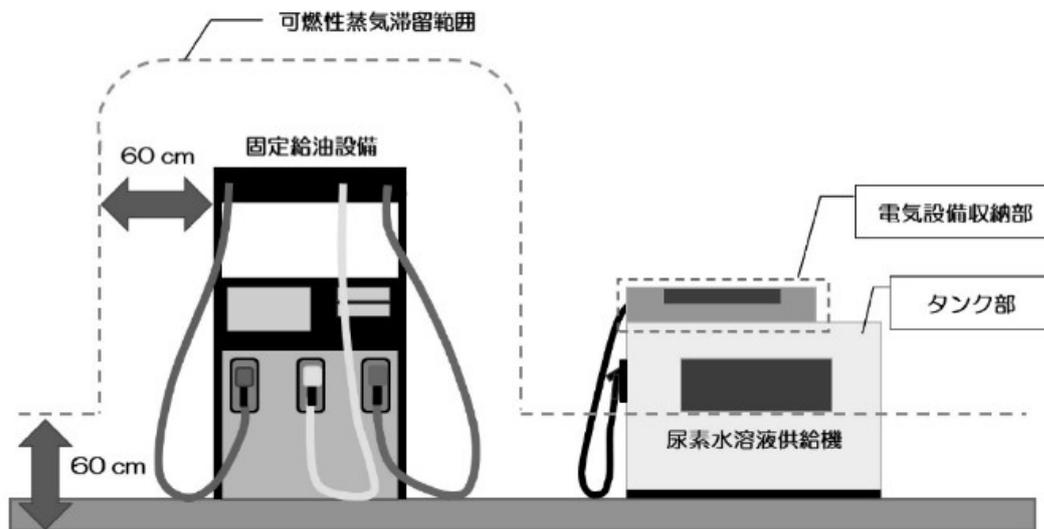
ウ 尿素水溶液供給機の型式により次のとおりとすること。(R6.2.29消防危第40号通知)

(ア) ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。

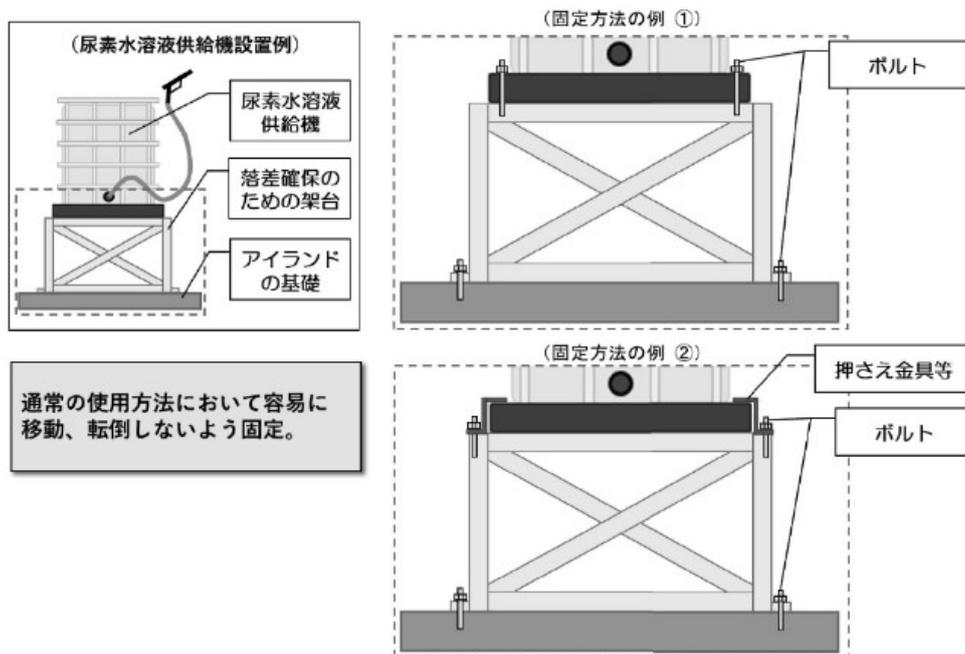
(イ) プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。

(ウ) 設置に際しては、次に示す図を参考に指導すること。

図 4 - 10 - 1 - 21 尿素水溶液供給機の設置例



(電動ポンプにより払い出すタイプ)



(重力により払い出すタイプ)

(6) 急速充電設備 (規則第25条の5第2項第5号)

ア 急速充電設備の定義について (R2. 8. 27消防予第226号通知)

急速充電設備とは、電気自動車に充電する設備 (全出力20キロワット以下のも

の及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいうこと。

なお、急速充電設備は政令第17条第1項第21号に規定する電気設備であること。

イ 急速充電設備の位置、構造及び管理について

急速充電設備の位置、構造及び管理は、規則第25条の5第2項第5号によるほか、仙台市火災予防条例第13条の2の基準及び同第56条の規定によること。

ウ 次の(ア)から(ウ)以外の場所は、規則第25条の5第2項第5号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと（図4-10-1-22参照）。

(ア) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向6mまで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲

(イ) 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向6mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまで、地盤面までの範囲

(ウ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

エ 次の(ア)から(カ)以外の場所は、規則第25条の5第2項第5号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと（図4-10-1-23参照）。

(ア) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲

(イ) 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

(ウ) 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

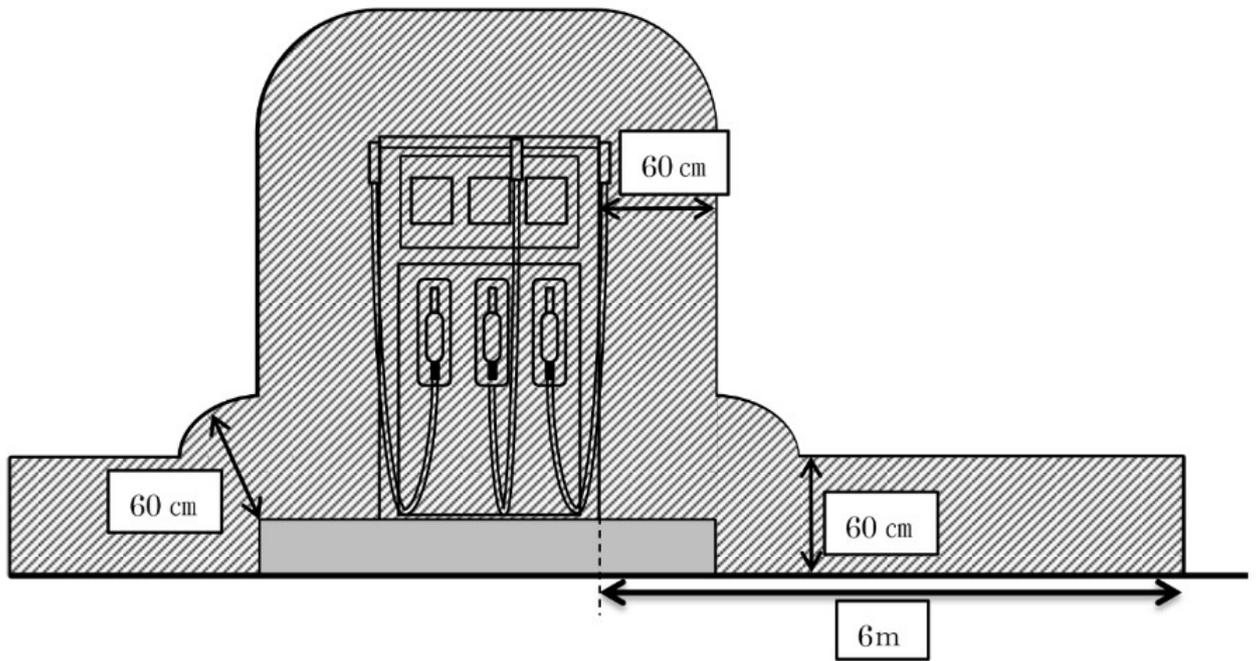
(エ) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

(オ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

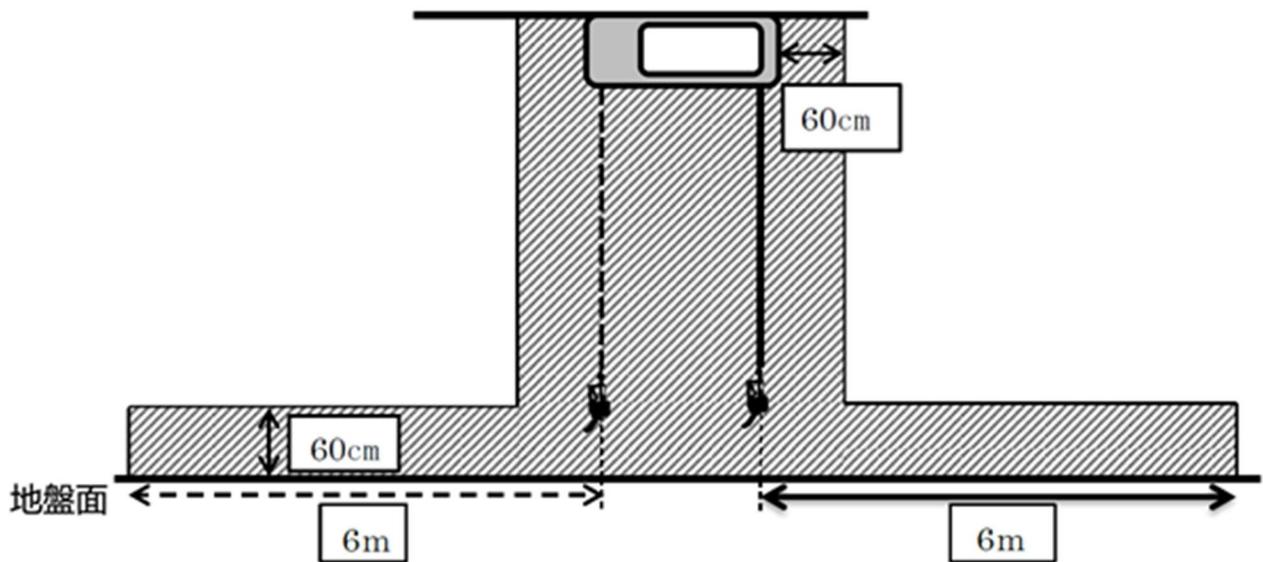
(カ) 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲

オ 急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法等について、従業員への教育を徹底すること。

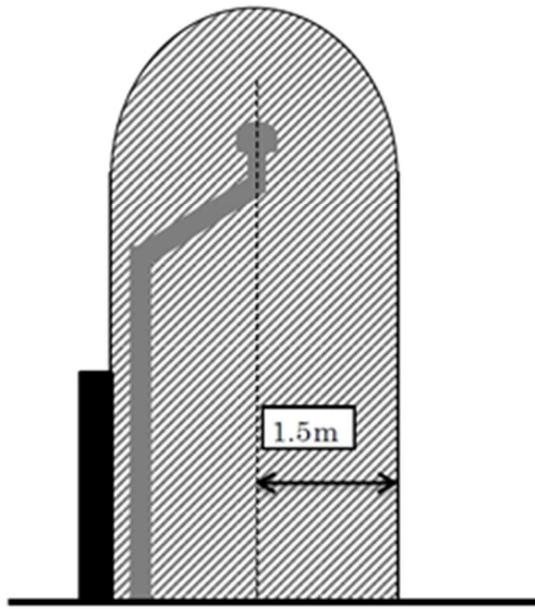
図 4 - 10 - 1 - 22 可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図  
 (斜線部分以外)



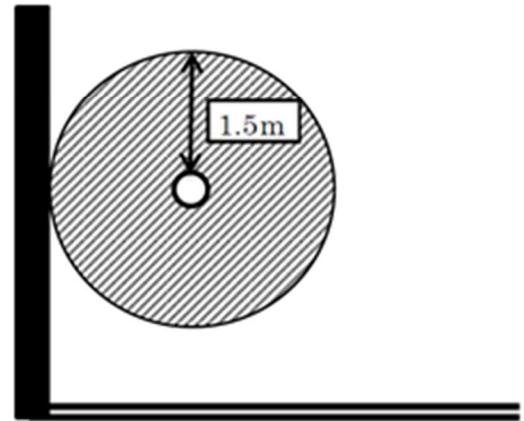
① 固定給油設備の周囲



② 懸垂式の固定給油設備の周囲

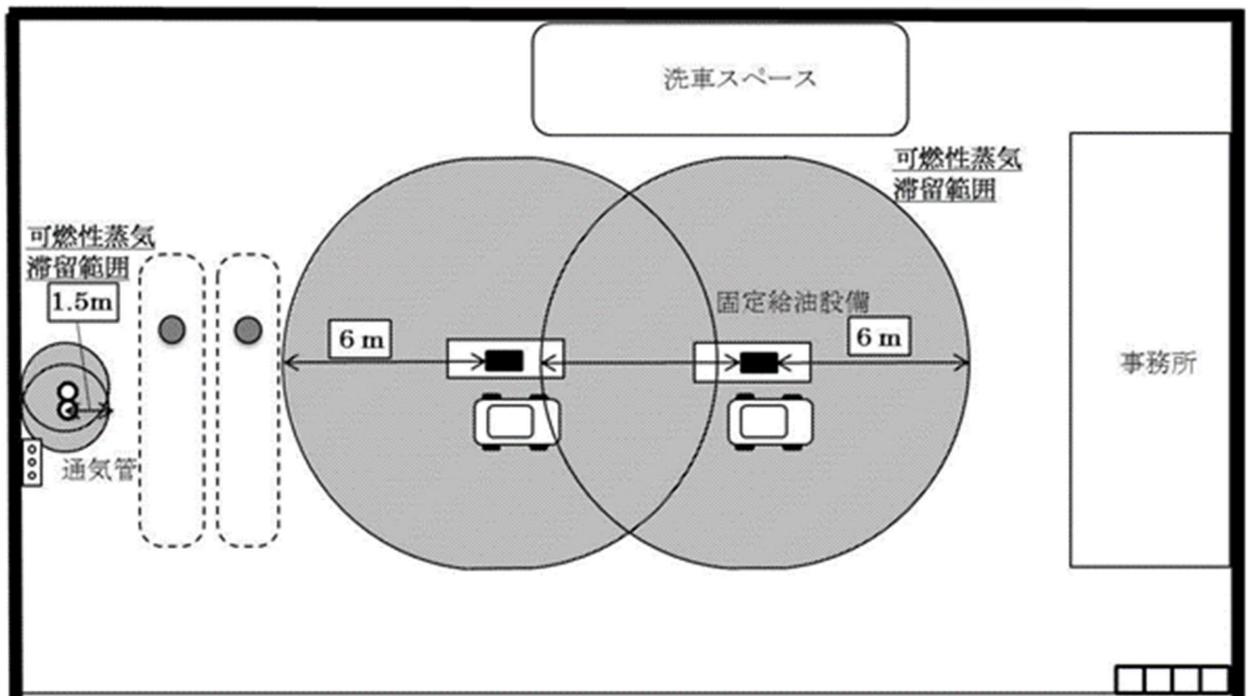


(立面図)



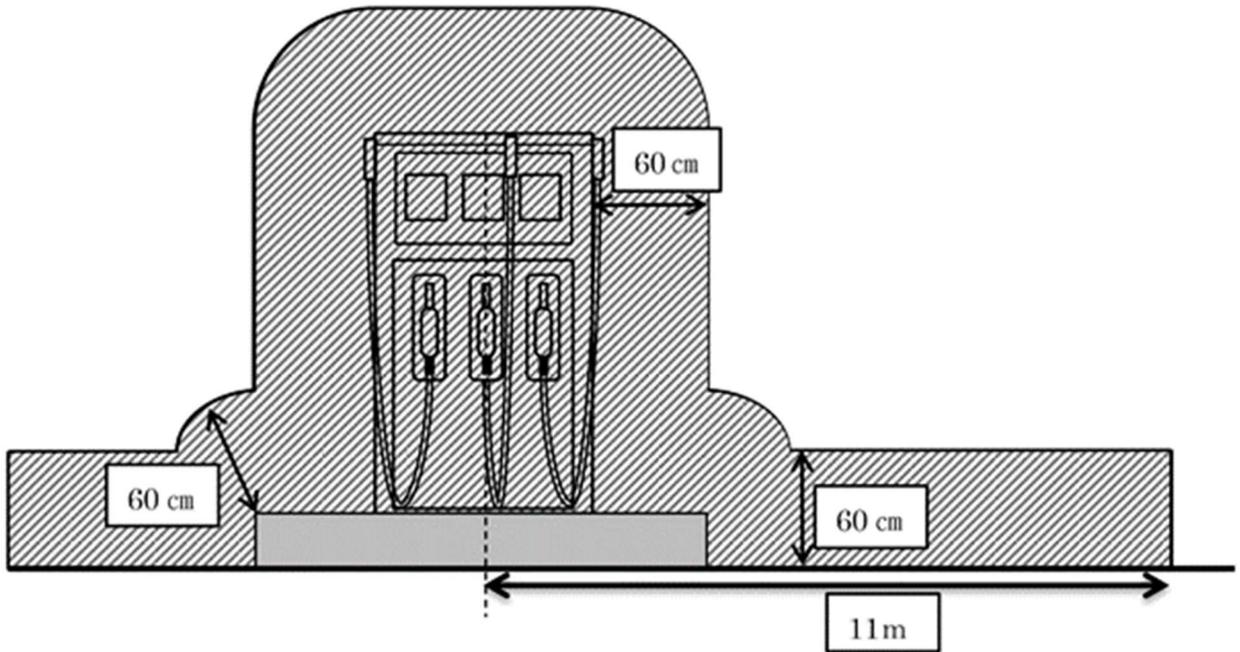
(平面図)

③ 通気管の周囲

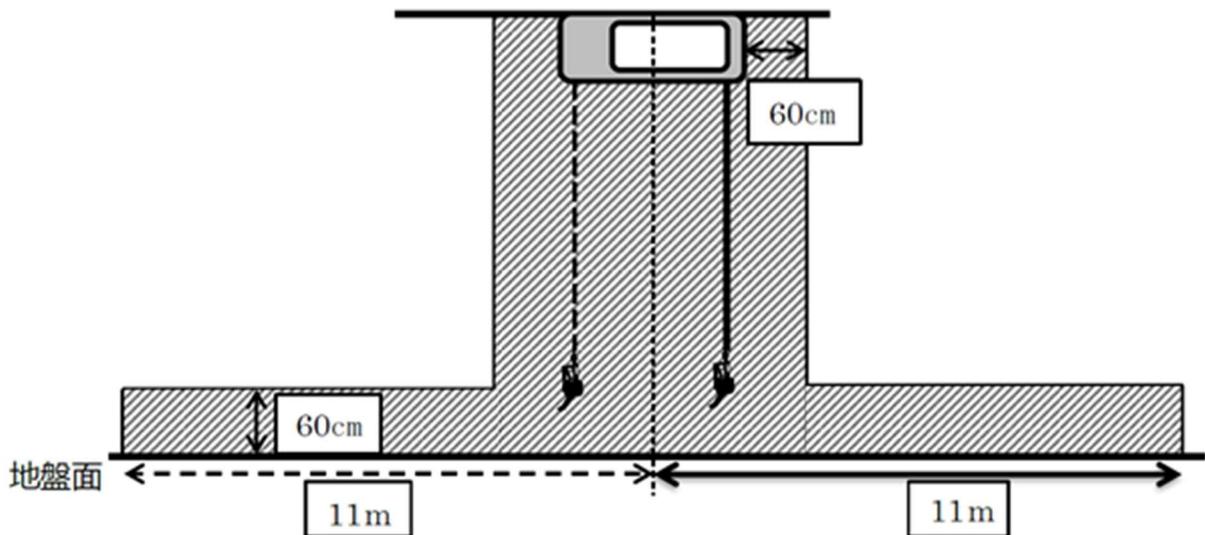


④ 給油取扱所 (平面図)

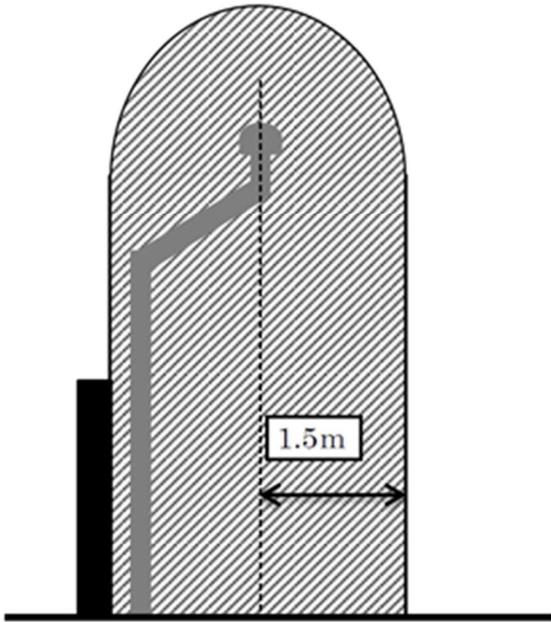
図 4-10-1-23 危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図（斜線部分以外）



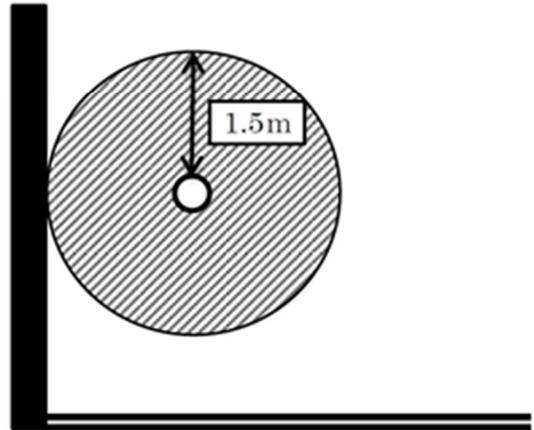
① 固定給油設備の周囲



② 懸垂式の固定給油設備の周囲

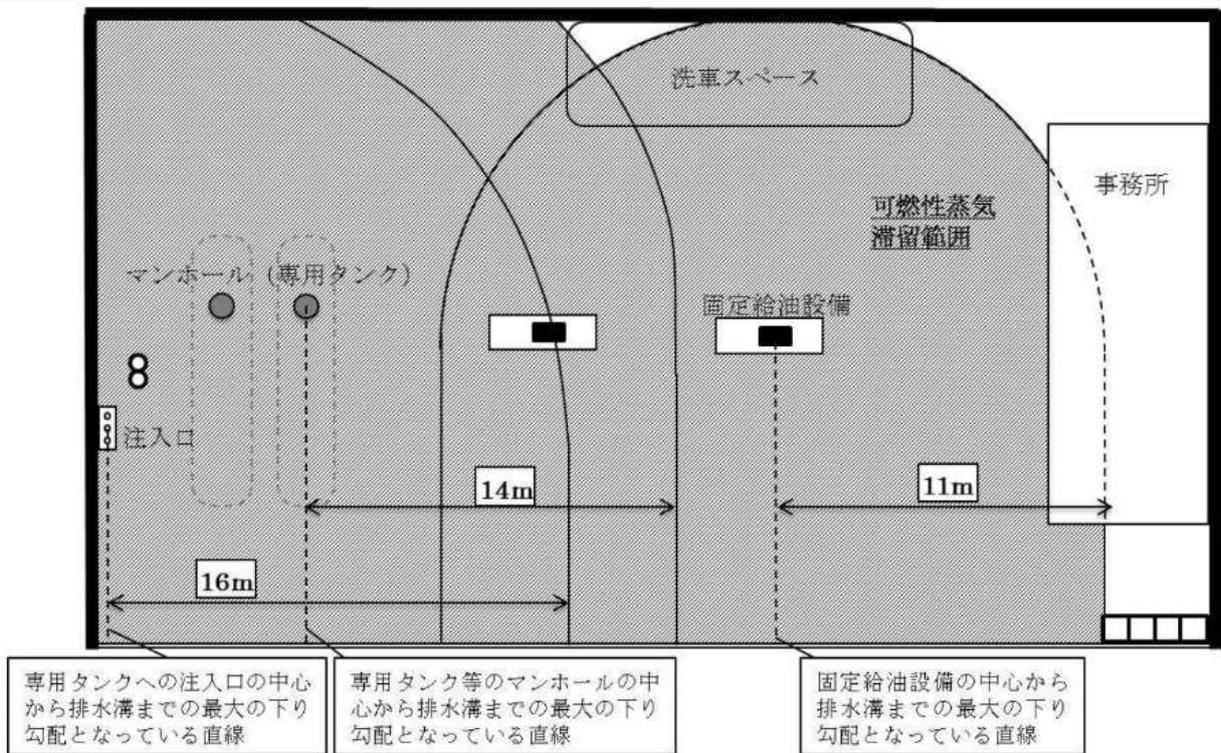


(立面図)



(平面図)

③ 通気管の周囲



※屋内給油取扱所(一方又は二方のみ開放されたものに限る。)は、敷地全てを斜線部分として取り扱う。

④ 給油取扱所(平面図)

## 16 附属設備以外の設備

- (1) 政令第17条第1項第23号に定める「給油に支障がある設備」とは、自動車等の回転が困難となり、自動車等の固定給油設備への追突等を招きかねないような設備をいうものであり、これに該当するか否かの判断は、もっぱら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設置は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限度のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えないものであること。

(S62.4.28消防危第38号通知) また、樹木等については、第4章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の第1節 製造所の基準(共通基準によること。)

この場合、次の設備については、給油空地内に必要最小限の範囲で設けることができる。

ア クイックサービスユニット(附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務を供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。)

(S62.6.17消防危第60号通知)

イ 現金自動つり銭機

ウ プリペイドカード等の券売機(当該給油取扱所のみで使用可能なものに限る。)

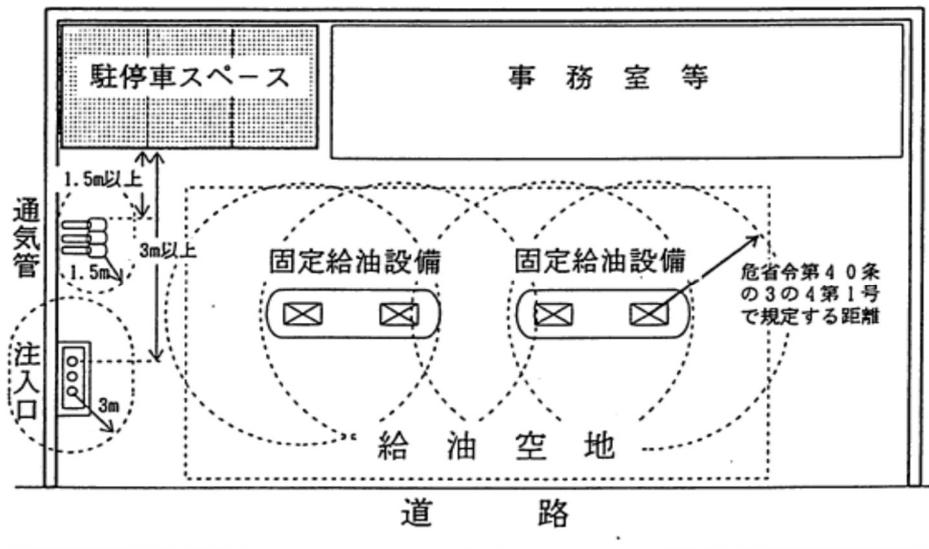
- (2) 自動販売機、公衆電話は、給油取扱所の販売室内に設ける場合以外は認められないものであること。(S62.6.17消防危第60号通知)
- (3) 給油作業に支障がないと認められる場合には、グリーンベルト、植込、池等を設けて差し支えないこと。ただし、植込の高さは、塀以下とすること。(S46.4.23消防危第65号質疑、S47.1.7消防危第13号質疑)
- (4) 事務所等にPHS等のアンテナを設ける場合は、建築物の屋根等の火災予防上支障がない場所であれば認めて差し支えない。(H9.3.25消防危第27号質疑)
- (5) 給油取扱所内に販売目的のタイヤを展示するガレージ(鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの)を設置し、開放して展示販売する場合は、次によること。(H10.10.13消防危第90号通知)
- ア 当該ガレージ内での火気の取扱いはないこと。
- イ 給油行為等に支障のない場所に設置されていること。

## 17 その他

- (1) 給排水等の集水ますのうち、油分離装置の最終槽へ流入するもの又は直接下水に流入するもののふたは防水型とするよう指導する。
- (2) 給油取扱所には、給油設備の電源を遮断する感震電源遮断器を設置するよう指導する。

- (3) 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設けること。また、注入用受け口は、整備室又は油庫に設けるよう指導する。
- (4) 油分離装置は、4連式を設置するよう指導する。また、FRP製等で耐油性を有し、自動車の荷重により容易に変形等を生じないものも設置することができる。(S47.5.4消防危第97号質疑、S49.10.16消防危第121号質疑)
- (5) 自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、政令第27条第6項第1号チの規定によるほか、給油空地以外の場所で固定給油設備から規則第40条の3の4第1号で規定する距離以上の場所で、かつ、専用タンクの注入口から3m以上離れた部分及び専用タンクの通気管から1.5m以上離れた場所に白線等で明確に区画された駐停車スペースを設けるよう指導すること。

図4-10-1-22 給油取扱所の駐車スペースの例



- (6) 給油取扱所の一部分を自動車の保管場所として使用するには、次の条件を満足すること。
- ア 自動車は、給油取扱所が、その業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有しているものに限ること。
- なお、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が保有し、その業務を行うため使用する4,000ℓ以下の灯油及び軽油の移動タンク貯蔵所については、その常置場所として認めて差し支えないものであること。
- イ 自動車の保管場所は、給油空地及び注油空地以外で、かつ、給油等の業務に支障のない空地とすること。
- (7) コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽（1t未満）が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置しても差し支えないものであること。(H10.10.13消防危第90号質疑)
- なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しないものであること。

ア LPGバルク貯槽及び附属設備（以下「バルク貯槽等」という。）は、給油空地等以外に設置すること。

イ LPGバルク貯槽は、地下に埋設すること。

ただし、地下タンクの注入口から8 m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができること。

ウ バルク貯槽等への自動車等の衝突防止措置を講ずること。

エ バルク貯槽等に係るガス配管は、アによるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。また、LPG配管と危険物配管は、同一のピット内に敷設しないよう指導する。

オ LPGタンクローリーの停車位置は、給油空地等以外、地下タンクの注入口から8 m以上離れた場所とし、その場所が明示されていること。

カ 予防規程にLPGタンクローリーから受入中の安全対策について定めること。

(8) 給油取扱所において使用する携帯型電子機器について（H30.8.20消防危第154号通知）

給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は下記のいずれかの規格に適合するものとする。

ア 国際電気標準会議規格（IEC）60950-1

イ 日本産業規格（JIS）C 6950-1（情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項）

ウ 国際電気標準会議規格（IEC）62368-1

エ 日本産業規格（JIS）C 62368-1（オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部：安全性要求事項）

参考： IEC 60950-1は、電氣的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、定格電圧が600V以下の情報技術機器の安全性について規定する国際規格であり、火災の危険性、機器に触れることのできる操作者等に対する感電又は傷害の危険性を減らすための要求事項を規定している。そして、当該規格に基づき、JIS C 6950-1が策定されている。

また、IEC 62368-1及びJIS C 62368-1は、IEC 60950-1及びJIS C 6950-1と同様の安全性を規定した規格であり、将来的に置き換わることが予定されているが、円滑な移行の観点から、現在は併存して用いられている。

なお、現在のJIS C 62368-1では、JIS C 6950-1に適合するコンポーネント及び部分組立品は、追加評価なくJIS C 62368-1の適用範囲とする機器の一部として認めるとされている。

(9) 給油取扱所における屋外での物品の販売等に関する事項（規則第40条の3の6第2項第2号関係）（R2.11.11消予危第1370号通知）

屋外での物品販売等の業務を行う場合の「建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）」とは、給油取扱所に入出入りする者（客）の移動や安全を十分に考慮した場所とし、次に掲げる場所では行わないように指導すること。

- ア 給油空地及び車両導線
- イ 注油空地及びその隣接部分
- ウ 規則第40条の3の4第2号に規定される部分

## 第2 屋内給油取扱所（政令第17条第2項）

### 1 給油取扱所を設ける建築物（政令第17条第2項第1号）

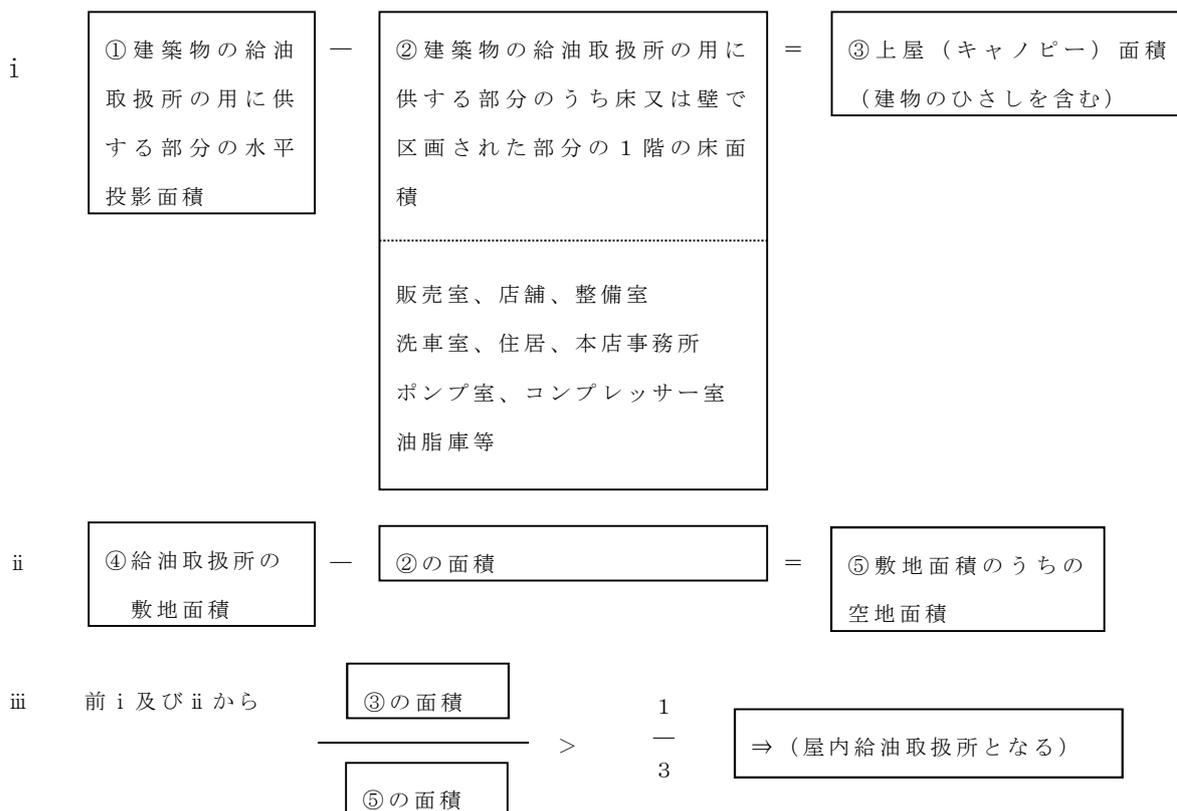
施行令別表第一(6)項用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものである。この場合、当該部分が事務所等の診療室等機能的に従属しているときは、主たる用途である事務所等に含まれるものとするが、みなし従属的なものは含まれないものであること。（H1.3.3消防危第15号通知）

また、階段等の出入口が、事務所等の中に設けられ可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合には、地階を設けて差し支えないこと。（H1.5.10消防危第44号質疑）

### 2 屋内給油取扱所の上屋等（政令第17条第2項第1号）

規則第25条の6に規定する上屋等の算定方法は以下のとおりである。

#### 上屋の面積算定



なお上記による算定の結果、その割合が3分の2までのものであって、かつ、以下の全ての事項を満たし、火災の予防上安全であると認められるものは、屋内給油取扱所として扱わないこと（建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものを除く）。（R3.7.21消防危第172号通知）

ア 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋

(キャノピー) と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1 m以上の隙間が確保されていること。

イ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

- (1) 「給油取扱所の用に供する床又は壁で区画された部分」には、油庫、コンプレッサー室等も含まれ、「給油取扱所の用に供する部分の1階の床面積の合計を減じた面積」には、上屋以外の販売室などに設けられたひさしの面積も含まれるものであること。
- (2) 上屋のはり(屋根のない部分をいう。)及びトラス(看板等の装飾部分を含む。)で幅50cmを超えるものは、上屋等の水平投影面積に含めること。(H1.5.10消防危第44号質疑)
- (3) 上屋にルーバーを設ける場合は、ルーバー部分も水平投影面積に算入すること。(S57.4.12 消防危第46号質疑)
- (4) 上屋の吹き抜け部分は、水平投影面積に算入しない。(H1.5.10消防危第44号質疑)

### 3 オートリフトの収納用地下ピット等の取扱い (H9.12.3消防危第112号東消あて質疑)

- (1) オートリフトの収納用地下ピット(長さ4.6m×幅2.0m×深さ0.4m)は、政令第17条第2項第10号に規定する可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等(以下「穴、くぼみ等」という。)に該当するものとして取り扱うこと。
- (2) ブレーキテスター収納用地下ピット(幅4.6m×奥行0.8m×深さ0.5m)を危険場所以外の場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当しないものであること。

ただし、深さが概ね40cmを超えるブレーキテスター収納用地下ピットを危険場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当するものとして取り扱うこと。

- (3) ア又はイの穴、くぼみ等に該当する地下ピット内に可燃性蒸気を検知する警報設備を設け、かつ、ピット内部に滞留した可燃性蒸気を屋外の高所に有効に排出する設備を設ける場合は、二方開放の屋内給油取扱所に限り、穴、くぼみ等として取り扱わないことができる。

### 4 通気管の位置 (政令第17条第2項第3号) (H1.5.10消防危第44号質疑)

- (1) 規則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。(H1.3.3消防危第15号通知)

また、敷地境界線との間に開口部のない壁を設置するものにあつては、同条第2

項第1号に定める敷地境界線からの離隔距離については、必要ないものであること。

- (2) 通気管の先端は、上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通して差し支えない。この場合、貫通部は、埋め戻し等の措置を講ずること。(H1.5.10消防危第44号質疑)

## 5 削除

## 6 過剰注入防止設備（政令第17条第2項第4号）

過剰注入防止設備は、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート式等により直接又は液面計と連動して自動的に受け入れを停止するものとする。

この場合、当該設備は、タンクの最大許可容量の範囲内で作動させるものとする。

## 7 他用途等との区画（政令第17条第2項第5号）

開口部のない耐火構造の床又は壁による建築物の他用途部分との区画については、建築基準法第2条第7号に定める耐火性能を有する構造で区画させたものであればよいこと。

ただし、当該区画は施行令第8条に規定する区画とするよう指導する。

## 8 給油取扱所部分の用途区画等（政令第17条第2項第6号）

屋内給油取扱所の用に供する部分と他の部分（本店事務所等）との区画については、前7と同様とすること。

## 9 他用途に報知する設備（H1.5.10消防危第44号質疑）

- (1) 規則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の給油取扱所以外の用途の部分に報知するための設備」とは、図4-10-2-1の例によることとする。

この場合、給油取扱所の用途以外の部分に、当該設備の作動と連動する地区音響装置を施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第2項の基準の例により設けるとともに給油取扱所の用に供する部分には、当該設備の受信機又は副受信機を設けること。

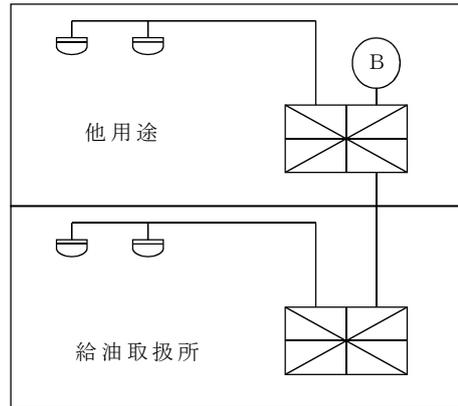
- (2) 当該設備を自動火災報知設備とする場合は、規則第38条第2項によるほか、細目については、次のとおりとする。(H1.3.22消防危第24号)

エ 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。

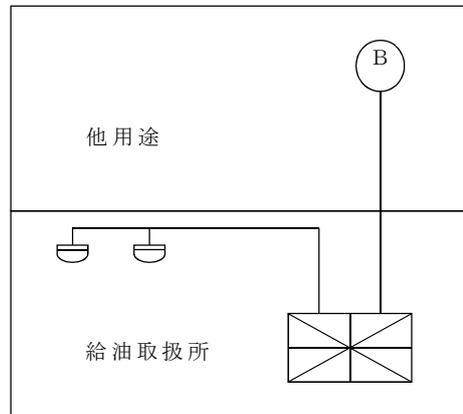
オ 前アに定めるもののほか、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

図 4-10-2-1 他用途に報知する設備の例

- ① 他用途に自動火災報知設備が設置されている場合



- ② 他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合



## 10 外壁の高さ

上屋等が防火塀（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、おおむね 1 m 以内で近接している場合は、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体化とすること。

（H1. 3. 3 消防危第 15 号通知、H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑）

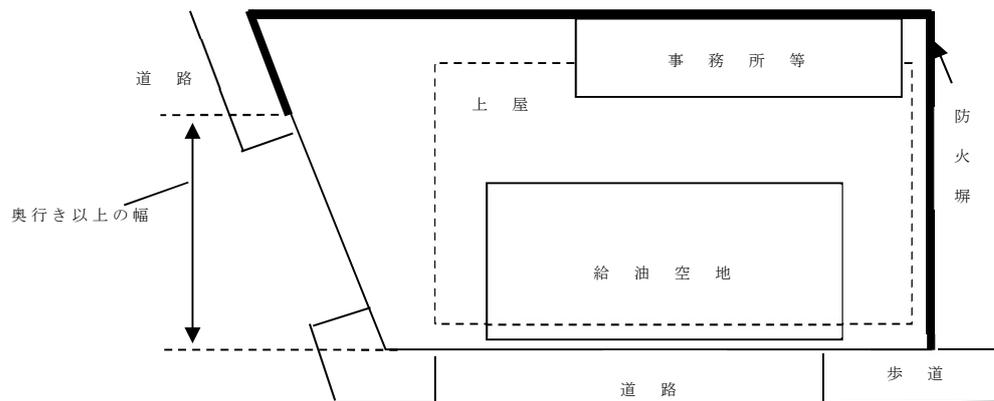
この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

## 11 開放されている屋内給油取扱所の空地（政令第 17 条第 2 項第 9 号）

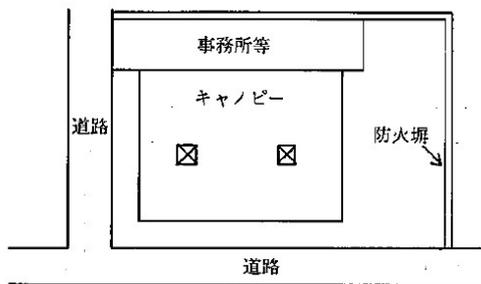
- (1) 二方が道路に面している場合

「二方については、自動車等の出入する側に面するとともに壁を設けないこと」とは、給油のために必要な空地の間口に接する道路部分については、原則として全面が開放され、かつ、奥行き側の道路部分にあっては、奥行き以上の幅の部分に壁又は防火塀を設けないことをいうものであること。

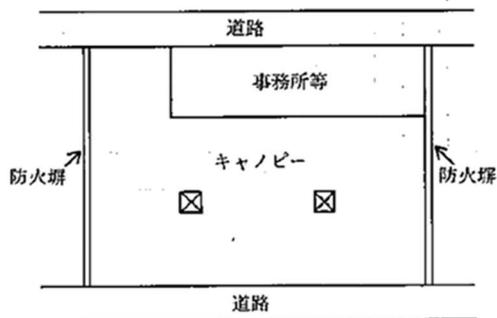
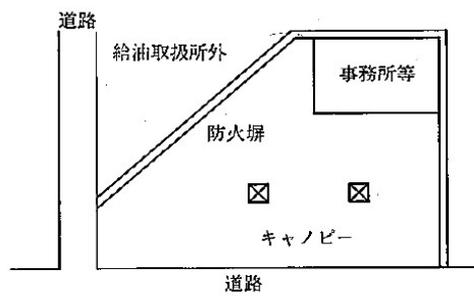
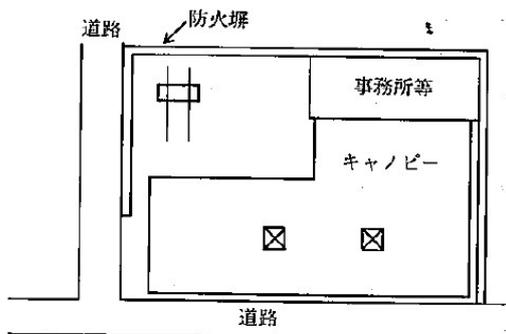
図 4-10-2-2 二方開放の例 (H1.5.10消防危第44号質疑)



①二方開放として認められる例



②二方開放として認められない例



(2) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合

規則第25条の8に規定する通風及び避難のための空地（以下「避難空地」という。）は、次によること。

ア 給油空地、注油空地、自動車等の点検・整備を行う作業場又は自動車等の洗浄を行う作業場以外の場所(H1.3.3 消防危第15号通知)のほか、漏えい拡大防止の措置がとられた場所以外の屋外の場所とすること。

イ 車両等の出入口又は出入する通路としては認められないものであること。(H1.3.3 消防危第15号通知)

ウ 規則第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物が設けられていない場所をいうものであること。(H1.3.3 消防危第15号通知)

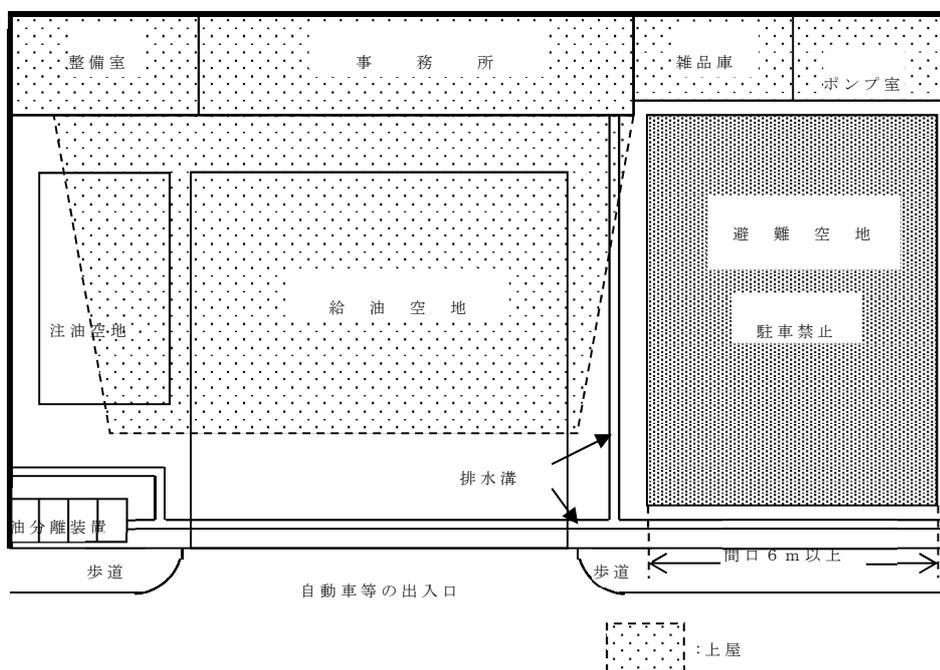
ただし、上屋のはりについては認められる。(H1.5.10消防危第44号質疑)

エ 避難空地内には、専用タンクの埋設、防火扉の上方又は側面の看板、空地内ない通気管の立ち上がりについては、認められる。(H1.5.10消防危第44号質疑)

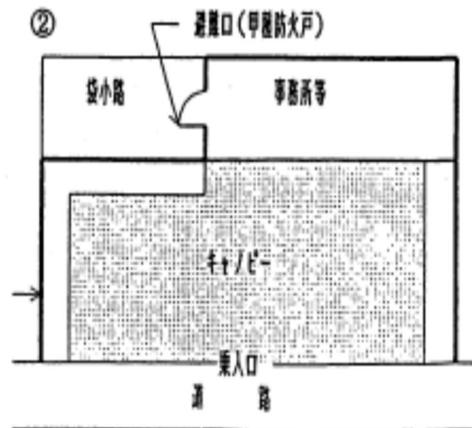
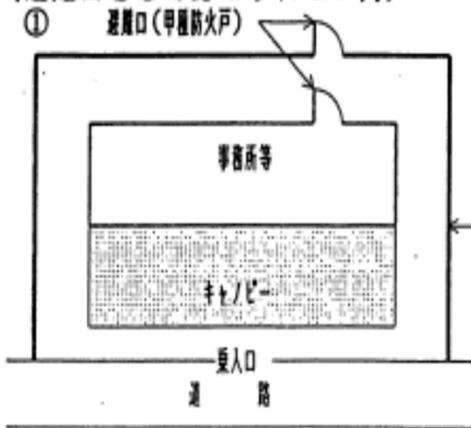
オ 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等その他の空地との境界には集水溝を設けること。

カ 避難空地内には、油分離装置を設けないこと。

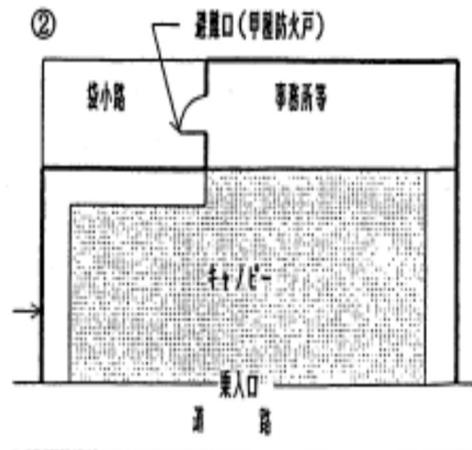
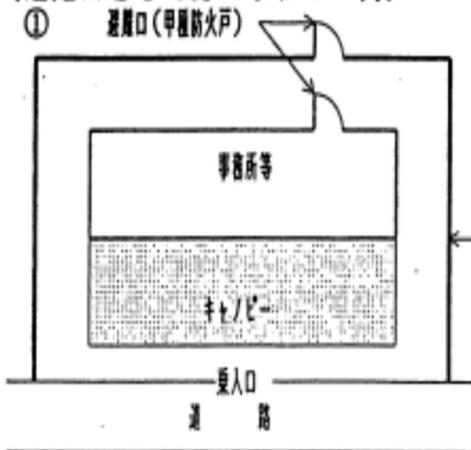
図4-10-2-3 避難空地の例 (H1.5.10消防危第44号質疑)



(避難口として認められない例)



(避難口として認められない例)



## 12 一方開放の屋内給油取扱所（政令第17条第2項第9号ただし書）

### (1) 規則第25条の9第1号イに規定する避難に要する事務所等

ア 同号イに規定する「敷地外に直接通ずる」とは、給油取扱所から他用途部分を通ることなく、直接屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ通じる通路をいう。

なお、通路の幅は90cm以上とするよう指導する。

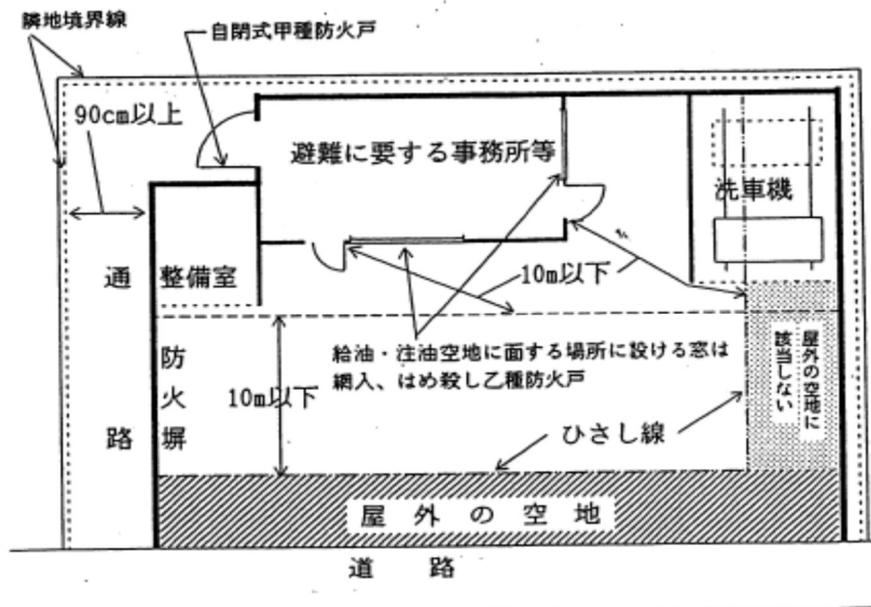
イ 同号イに規定する「事務所等」とは、規則第25条の4第1項1号の2又は第2号に掲げる用途とする。

ウ 同号イの事務所等の窓に防火設備（防火戸に限る。）を設ける範囲については、当該事務所等の給油空地側及び危険物を取り扱う室に面する部分とする。

エ 同項イに規定する避難口の設置数は、延焼防止等の観点から必要最小限度とすること。（H1.5.10消防危第44号質疑）

- オ 事務所等の出入口に設ける誘導灯は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場から事務所等へ避難する者に対して有効に設けること。
- (2) 規則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は注油のための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物の設けられていない場所をいう。）をいうこと。（H1.3.3消防危第15号通知,H1.5.10消防危第44号質疑）
- (3) 規則第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難に要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当するものであること。（H1.3.3消防危第15号通知）

図4-10-2-4 避難通路の確保例



- (4) 可燃性蒸気回収設備  
 規則第25条の9第3号の「可燃性蒸気を回収する設備」とは、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性蒸気を戻すペーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等により回収する設備をいう。  
 なお、ペーパーリカバリー装置を設ける場合で無弁通気管に弁を設ける場合にあつては、専用タンクに危険物を注入する場合を除き、常時開放している構造であるとともに、閉鎖した場合には、 $0.1\text{kgf/cm}^2$ 以下の圧力で開放する構造とすること。
- (5) 衝突防止装置  
 規則第25条の9第5号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式としたもの、固定給油設

備等を金属性のパイプ等で防護したもの又はアイランドの高さなどを利用して防護するもの等が該当するものであること。(H1.3.3消防危第15号通知、H1.5.10消防危第44号質疑)

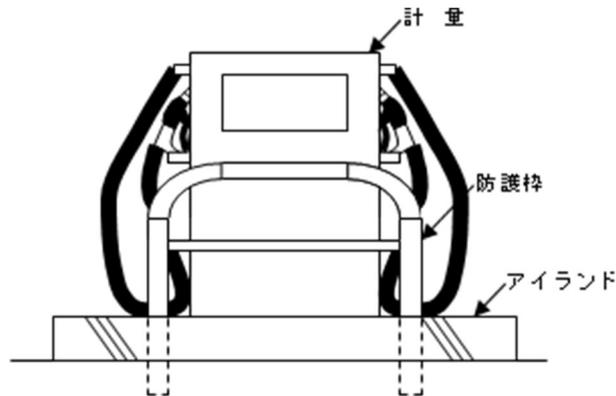


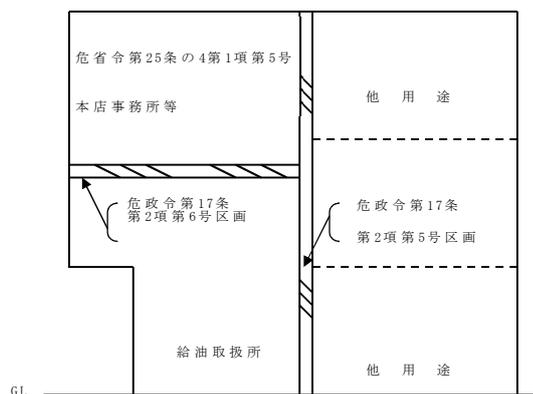
図4-10-2-5 衝突防止措置の例

### 13 上部に上階を有する屋内給油取扱所（政令第17条第2項第11号）

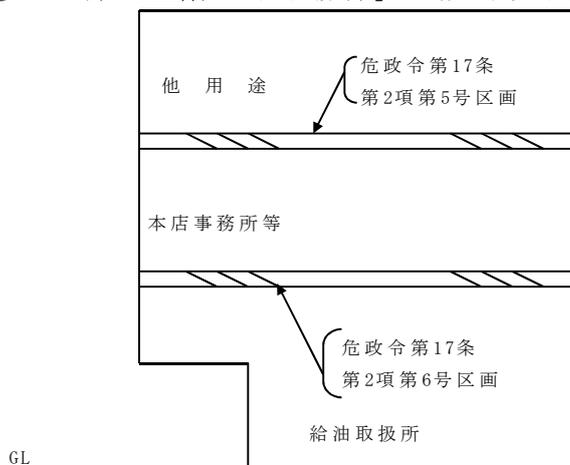
- (1) 政令第17条第2項第11号又は規則第33条第1項第6号に規定する「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が規則第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。

図4-10-2-6

#### ① 「上部に上階のある場合」に該当しない例

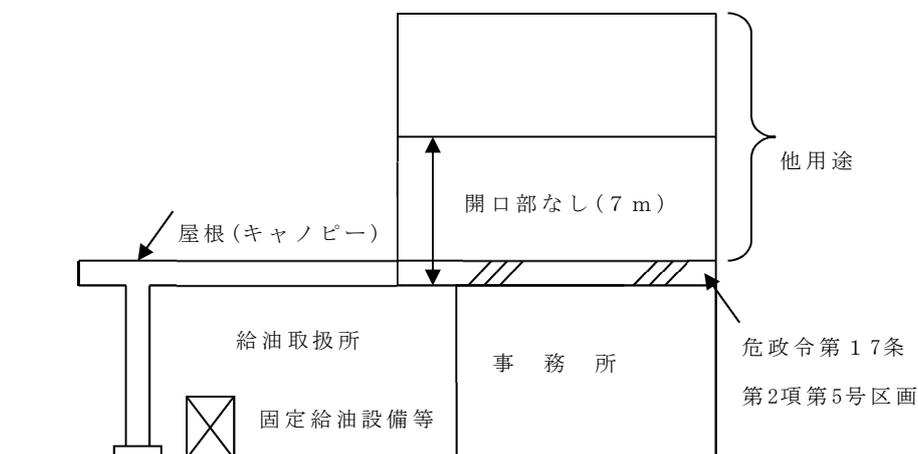


②「上部に上階のある場合」に該当する例



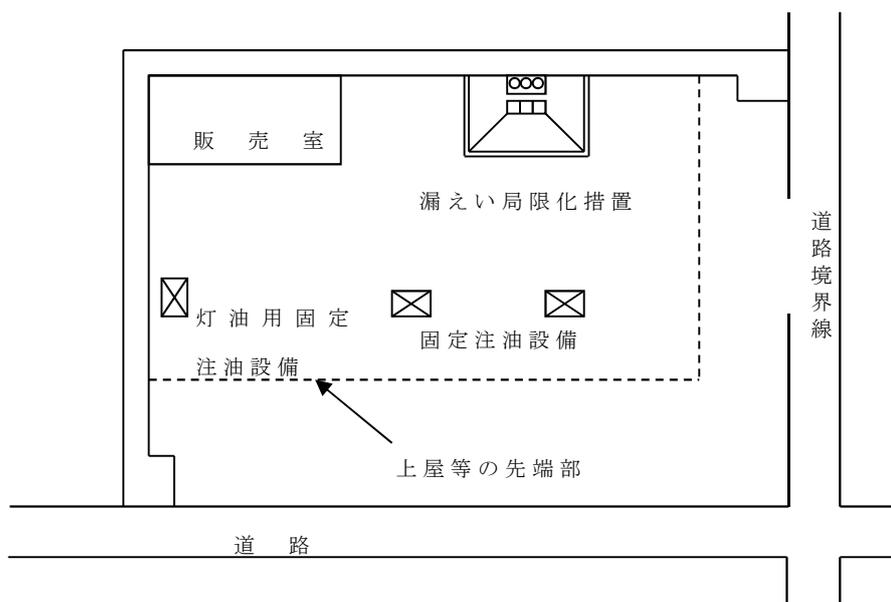
- (2) 本店事務所等を給油取扱所の範囲に含めるか、あるいは他用途部分にするかについては、申請者又は設置者の選択とすること。(H1. 3. 3消防危第15号通知)
- (3) (1)により、上部上階がある場合は、屋根を耐火構造とするものであるが、図4-10-2-7のような上部に上階のある給油取扱所の屋根（キャノピー）部分は、規則第25条の10第3号のひさしと兼用しない場合不燃材料でも差し支えないものであること。

図 4 - 10 - 2 - 7



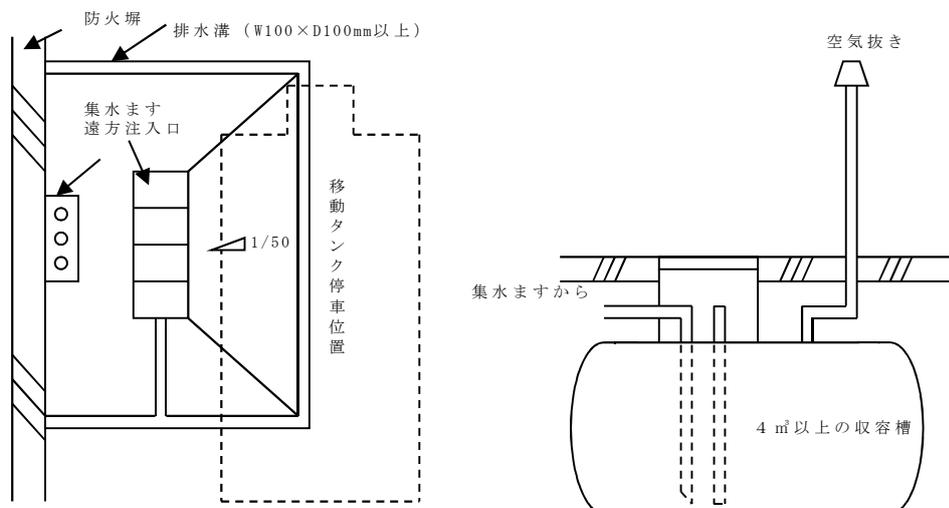
- (4) 規則第25条の10第1号に規定する「注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい局限化措置部分を含む。）及び固定給油設備等の上屋（上階がある場合は上階の床）内に設けることをいう。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

図 4 - 10 - 2 - 8



- (5) 規則第25条の10第1号に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を設けないもの」については、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上屋上部への延焼経路となる開口部を設けないものとする（H. 3. 3消防危第15号通知）
- (6) 規則第25条の10第2号に定める漏えい局限化設備及び收容設備（漏えい局限化措置）は、次によること。
- ア 漏えい局限化設備の設置場所については、給油空地及び注油空地以外の場所とし（H1. 5. 10 消防危第44号質疑）、移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮すること。
- イ 収納槽の材料は、金属、コンクリート又はFRP等とし、埋設による土圧、水圧等に耐えられるものであること。
- ウ 收容槽は、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜取り用配管を備えたものであること。
- なお、当該收容設備は専用タンク及び廃油タンク等とは兼用できない。
- エ 漏えい局限化措置は、注入口の周囲に集水溝を設け、收容槽への配管を100mm以上とするとともに、地盤面は約1/50の勾配を設けること。
- オ 日常における維持管理上、集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は收容設備への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためのバルブ等を設けること。
- なお、バルブピットの上蓋は防水型とすること。
- カ 漏えい局限化措置を講じた部分には、専用タンク、廃油タンク等は設けないよう指導する。

図 4-10-2-9 漏えい局限化措置の例

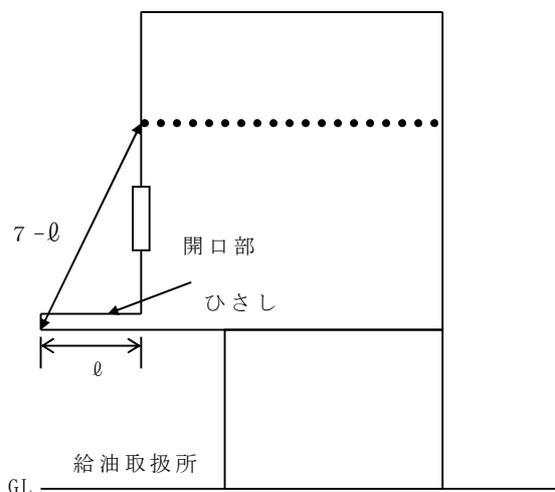


- (7) 規則第25条の10第3号及び第4号に定める延焼防止に有効な1.5m以上の屋根又はひさし（以下「ひさし等」という。）の取扱いについては、次によること。  
 なお、ひさしは、ベランダ等他の用途として認められないものであること。

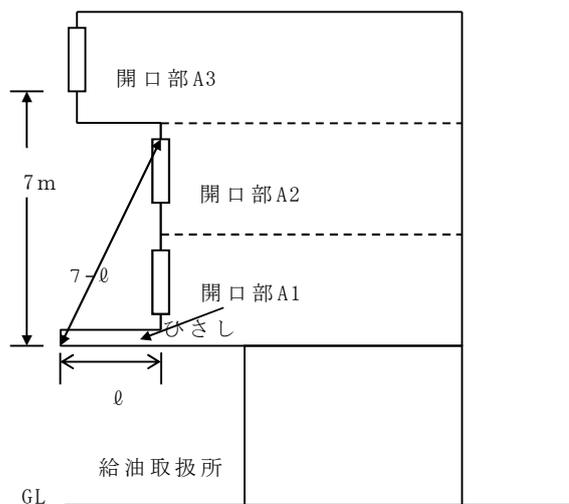
図 4-10-2-10

- ・ 開口部A1及びA2に対するひさしの長さは $l$ とする。
- ・ 開口部A3に対するひさしの長さは、 $l=0$ とする。
- ・ 開口部に対するひさしの長さ $l$ は、1.5m以上とする。

① 一般的なひさしの設置



② 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例



ア 規則第25条の10第4号ロに規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部については、JIS R 3206で規定された強化ガラスを用いたF I X窓とすること。

(H1.3.3消防危第15号通知)

イ ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1.5m以上とすること。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合には、1.0mとすることができる。この場合、規則第25条の10第4号に規定するひさし等の外壁からの張り出した水平距離は、1.0m未満とすることはできない。(H1.3.3消防危第15号通知)

(ア) ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けるとともに、はり等により散水が妨げられるおそれのある場所には、さらにヘッドを増設すること。

(イ) 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3m<sup>3</sup>を乗じて得た量以上の量となるように設けること。(H1.3.3消防危第15号通知)

(ウ) ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にそれぞれのヘッドの先端において、放水圧力が3 kgf/cm<sup>2</sup>以上で、かつ、放水量が130ℓ/min以上の性能のものとする。こと。(H1.3.3消防危第15号通知)

(エ) ドレンチャー設備は手動方式とすること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを感知ヘッドとした自動起動方式を併用しても差し支えない。

(オ) 加圧送水装置、電源、配管等は屋内消火栓設備の例によるものであること。

ウ 規制を受けた開口部（7mの範囲内にあるもの）のうち、建築基準法第35条に定める非常用進入口を設ける場合にあっては、外部からのみ開閉できる構造とすること。

#### (8) 可燃性蒸気検知警報設備

規則第25条の9第4号及び規則第25条の10第2号に規定する「可燃性蒸気を検知する警報設備（以下「可燃性蒸気検知警報設備」という。）」は、次によること。

ア 可燃性蒸気検知警報設備は、検知器、受信機及び警報装置から構成されるものであること。

イ 警戒区域は、可燃性蒸気の滞留するおそれのある室又はその部分とする。

ウ 検知器は、検知箇所からおおむね水平距離2m以内とし、床面から0.15m以内の位置に設けること。(H1.5.10消防危第44号質疑)

ただし、出入口等外部の空気の流通する箇所を除く。

エ 検知器の検知濃度は、爆発下限界の1/4の範囲内とする。(H1.5.10消防危第44号質疑)

オ 受信機は、常時人のいる場所に設置する。(H1.5.10消防危第44号質疑)

カ 受信機の主音響装置の音圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものとする。

キ 警報装置は、その中心から前方1m離れた場所で90dB以上とする。

ク 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を附置すること。

(9) 誘導灯

ア 誘導灯の基準は、施行令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例によること。

イ 前(1)に定めるもののほか、施行規則第28条の二第1項第3号によることができる。